

健康で心豊かに、
生きがいをもって安心して暮らせる村

榛東村

第8期介護保険事業計画及び
高齢者福祉計画

令和3～5年度



令和3年3月
榛東村

ごあいさつ

平成12年4月の制度創設以降、介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして定着してまいりました。一方、我が国では、世界で最も早いスピードで高齢化が進行しており、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)には、全国の高齢化率は30.0%に達し、それに伴う要支援・要介護認定者数も増加するものと推計されています。

本村においては、令和2年10月1日現在で高齢化率が26.0%となっています。高齢化率は、令和7年(2025年)に27.2%、さらに、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22年(2040年)には30.1%に達する見込みとなっています。

今後さらに、急激に進む高齢化に伴い、ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者、要支援・要介護認定者など、支援や介護を必要とする高齢者の生活をどのように見守り、支えていくかが重要な課題となっていきます。

このような状況を踏まえ、本村では、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする「榛東村第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、中長期的な視点を踏まえ、介護予防の推進を図り、要介護に至らない高齢者を増やし、認知症の高齢者を支える仕組みづくりを充実させるなど、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく地域に根付く「地域包括ケアシステム」の更なる充実を図るとともに、高齢者福祉施策と介護保険事業に取り組んでまいりますので、村民の皆様には、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりご尽力いただきました榛東村介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定懇談会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等で多くの貴重なご意見・ご提言をいただきました村民の皆様並びに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月



榛東村長 真塩 卓

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
(1) 法令等の根拠	4
(2) 関連計画との位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	5
(1) 榛東村第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定懇談会での審議	5
(2) アンケート調査の実施	5
(3) パブリック・コメントの実施	5
5 制度改正や国の基本指針等	6
(1) 地域共生社会の実現のための法改正	6
(2) 第8期介護保険事業計画の基本指針	7
第2章 高齢者の現状	9
1 人口と世帯の状況	11
(1) 人口動態	11
(2) 高齢者世帯の状況	12
2 介護保険事業の状況	13
(1) 被保険者数の推移	13
(2) 要支援・要介護認定者数の推移	13
(3) 要支援・要介護認定率の状況	15
(4) 認知症高齢者の状況	16
(5) 介護給付費の推移	17
(6) 第1号被保険者1人あたり給付月額	18
3 アンケート調査の概要	19
(1) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	20
(2) 在宅介護実態調査	31
4 課題の整理	36
(1) 介護予防の推進	36
(2) 地域の見守り体制とコーディネート機能の強化	36
(3) 認知症高齢者対策	36
(4) 在宅の医療と介護の連携強化	37
(5) 家族介護者の支援	37
第3章 今後の高齢者の状況	39
1 将来推計	41
(1) 推計人口	41
(2) 高齢者人口の推計	42
2 要支援・要介護認定者の推計	43
3 高齢者世帯の推計	44
4 認知症高齢者の推計	44

第4章 計画の基本的な考え方	45
1 基本理念	47
2 基本目標	48
3 計画の体系	49
第5章 施策の展開	51
基本目標 1 在宅介護の推進	53
1 医療・介護の連携強化	53
(1) 在宅医療・介護連携の推進	54
2 介護サービスの充実・強化	55
(1) 日常生活圏域の設定	55
(2) 介護サービスの基盤整備と供給量の確保	55
(3) 介護サービスの質的向上	56
(4) 介護人材の確保及び業務効率化の取組の強化	56
(5) 介護事業所等との連携による災害や感染症対策の推進	56
3 介護保険制度の円滑な運営	57
基本目標 2 介護予防の推進と地域包括ケアシステムの深化	58
1 介護予防・生活支援サービスの充実	58
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	59
2 高齢者福祉事業の充実	61
(1) 徘徊高齢者等位置情報サービス	61
(2) 生きがい活動支援通所事業（ミニデイサービス）	61
(3) 緊急通報システム	61
(4) 紙おむつ給付事業	61
(5) 火災報知器設置	62
(6) 家族介護慰労金支給事業	62
(7) 在宅ねたきり高齢者理美容サービス	62
(8) 寝具洗濯乾燥消毒サービス	62
(9) 一人暮らし老人保養事業	62
(10) 配食サービス	62
(11) 福祉車両貸し出し事業	62
(12) 福祉タクシー利用補助事業	62
(13) バス利用促進敬老割引事業	62
(14) 住宅改造補修費補助事業	63
(15) 介護者用車両購入費補助事業	63
(16) 運転免許返納支援事業	63
(17) ごみ戸別収集事業	63
3 高齢者を支える地域の体制づくり	64
(1) 生活支援体制整備	64
4 地域包括支援センターの機能強化	65
(1) 地域包括支援センターの機能強化	65
(2) 地域共生社会に向けた取組	67
5 高齢者の住まいの確保と防災対策	68
(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいの推進	68
(2) 災害等に対する支援体制づくり	69

(3) 高齢者の交通安全.....	69
基本目標 3 認知症対策及び権利擁護の推進.....	70
1 認知症施策の推進.....	70
(1) 啓発普及・本人発信支援.....	70
(2) 認知症予防の推進.....	71
(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援.....	71
(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援.....	72
2 権利擁護の推進.....	73
(1) 成年後見制度利用支援事業の充実.....	73
(2) 高齢者虐待の防止.....	73
基本目標 4 高齢者の主体的社会参画の促進.....	74
1 介護予防と健康づくりの推進.....	74
(1) 地域介護予防活動支援事業.....	74
(2) 一般介護予防事業評価事業.....	75
(3) 地域リハビリテーション活動支援事業.....	75
(4) 介護予防把握事業.....	75
(5) 介護予防普及啓発事業.....	75
(6) 健康づくりと生活習慣病予防.....	76
2 社会参画の推進.....	77
(1) 高齢者団体の活動支援.....	77
(2) 社会参画・就労の場の提供.....	77
第 6 章 介護保険等サービス見込量・介護保険料.....	79
1 介護サービスの見込量等.....	81
(1) 居宅サービス.....	81
(2) 地域密着型サービス.....	86
(3) 施設サービス.....	89
2 介護サービス・予防サービスの利用実績と見込み及び推計一覧.....	91
3 介護保険事業費の見込み.....	93
(1) 給付費.....	93
(2) 地域支援事業費.....	94
(3) 市町村特別給付.....	95
(4) 標準給付費の見込額.....	95
4 第 1 号被保険者（65 歳以上）保険料の見込.....	96
(1) 介護保険料算定の流れ.....	96
(2) 介護保険財政の仕組み.....	97
(3) 介護給付費準備基金の取崩.....	98
(4) 第 1 号被保険者介護保険料.....	98
(5) 所得段階別被保険者数の推計.....	99
(6) 低所得者の支援策.....	101
(7) 将来的な保険料水準等の見込み.....	102
第 7 章 計画の推進体制.....	105
1 計画の進捗管理及び評価.....	107
2 他計画との連携.....	107
3 地域ケア体制の整備.....	108

(1) 地域包括支援センターの充実	108
(2) 自立支援・重度化防止の取り組み.....	108
(3) 関係機関との連携.....	108
(4) 地域住民等との連携.....	108
4 保険者機能強化推進交付金等の活用	109
資料編	111
1 榛東村介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定懇談会設置要綱.....	113
2 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定懇談会委員名簿.....	114

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画の背景と趣旨

内閣府の「令和2年版高齢社会白書」によると、令和元年10月1日現在の国内の高齢者人口は3,589万人となり、高齢化率は28.4%となっています。そのうち75歳以上人口は1,849万人で、総人口に占める割合は14.7%となり、65～74歳人口を上回っています。

本村における、令和2年10月1日現在の高齢者人口は3,811人で、高齢化率は26.0%となっています。そのうち75歳以上人口は1,751人で、総人口に占める割合は12.0%となっています。

本村では、平成12年度の介護保険制度の開始以降、7期にわたって榛東村介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を策定してきました。

第7期計画（平成30年度～令和2年度）においては、本村では団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）を各地域の実情に応じて深化・推進するとともに、中長期的な視野に立った施策の展開を図ってきました。

今後は、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、総人口及び現役世代人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。

また、高齢者独居世帯や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加し、多様化することが想定される一方で、現役世代の減少が顕著となり、高齢者福祉・介護保険を支える人的基盤の確保が重要となっています。

このような背景により、本計画は介護保険制度改革を含めた高齢者を取り巻く状況の変化や地域の実情、令和7年（2025年）、令和22年（2040年）の将来の姿などを見据え、令和3年度から令和5年度までの高齢者に対する介護・福祉施策の基本的な考え方と方策を示すものです。本計画のもと、介護給付等対象サービス提供体制の確保と地域支援事業の計画的な実施に取り組むとともに、地域包括ケアシステムが機能する地域づくりを推進します。

2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するもので、高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を明らかにするものです。

■ 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の性格

■ 高齢者福祉計画（老人福祉計画）

高齢者を対象とする福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画です。

■ 介護保険事業計画

介護保険のサービスの見込量と提供体制の確保と事業実施について定める計画であり、介護保険料の算定基礎ともなります。さらに、要介護状態になる前の高齢者も対象とし、介護予防事業、高齢者の自立した日常生活を支援するための体制整備、在宅医療と介護の連携、住まいの確保などについて定める計画です。

(2) 関連計画との位置づけ

本村の高齢者福祉に関する総合的計画として、本村の特性を踏まえるとともに、上位計画である「第6次榛東村総合計画」と整合性を図り策定する計画です。

また、本村の第2期榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画、榛東村障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画、榛東村健康づくり計画の関連計画と関係性を保持するものとします。

さらに、群馬県高齢者保健福祉計画との整合性を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

また、団塊の世代が75歳となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳となる令和22（2040）年を見据えた中長期的な視点を持つものです。

なお、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し、改善を図るものとします。

平成 27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	22年度 (2040)
第6期計画			第7期計画			第8期 R3～R5			第9期計画			
				令和7年(2025年)を見据えた計画				令和22年(2040年)を見据えた計画				
▲ 団塊の 世代が65歳										▲ 団塊の 世代が75歳	▲ 団塊ジュニア 世代が65歳	

4 計画の策定体制

(1) 榛東村第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定懇談会での審議

本村では、高齢者の福祉に関する総合的な計画及び介護保険事業計画に関する計画を策定し、かつ、計画の円滑な推進を図るため、被保険者代表、保健医療関係者、福祉関係者、学識経験者等により構成される「榛東村第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定懇談会」を設置しました。

(2) アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、高齢者の生活実態や健康状態、高齢者が抱える生活課題及び介護保険や福祉サービスに関するニーズなどを把握するため、令和2年6月に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

また、要支援・要介護認定を受け、居宅で暮らしている人およびその介護をしている人から、家族介護の実態、施設入所の検討状況、家族介護者就労状況等を把握するための「在宅介護実態調査」を実施しました。

(3) パブリック・コメントの実施

本計画の策定にあたっては、パブリック・コメント制度に基づき、令和3年2月に広く村民の方から本計画に関する意見を伺いました。

5 制度改正や国の基本指針等

(1) 地域共生社会の実現のための法改正

地域共生社会の実現に向けては、平成29（2017）年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法（昭和26年法律第45号）が改正され、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされました。

これまで、介護保険制度においても、地域包括ケアシステムを推進する観点から、共生型サービスの創設のほか、生活支援や介護予防、認知症施策などの地域づくりに関係する取組を進めてきましたが「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律52号）においては、令和22（2040）年を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人の創設など、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われました。

■地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）の概要

改正の趣旨
<p>地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。</p>
改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】 ○地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】 ○医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】 ○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】 ○社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

(2) 第8期介護保険事業計画の基本指針

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされています。

都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

第8期計画においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、令和7（2025）年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する令和22（2040）年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて計画に位置付けることが求められています。

■第8期計画の基本指針【第8期計画において記載を充実する事項】

第8期計画において記載を充実する事項（抜粋）
1 令和7（2025）・令和22（2040）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備 ○令和7（2025）・令和22（2040）年度の推計を計画に記載
2 地域共生社会の実現 （「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の概要） ○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ○地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 ○医療・介護のデータ基盤の整備の推進 ○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について記載 ○拡充された交付金を活用した高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組の重要性等について記載
4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化 ○特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅の入居定員総数について記載
5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進 ○認知症施策推進大綱を踏まえた普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載
6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 ○地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項について記載
7 災害や感染症対策に係る体制整備 ○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

第2章

高齢者の現状

第2章 高齢者の現状

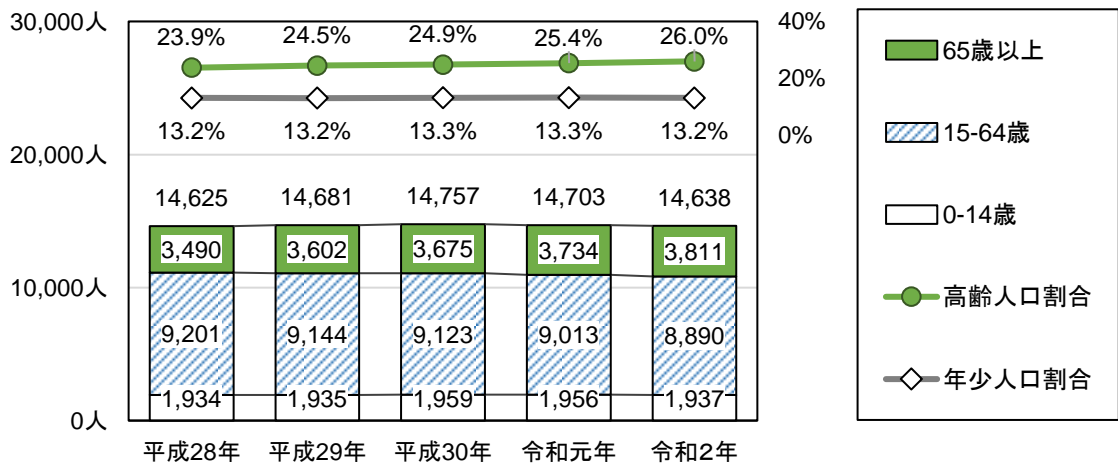
1 人口と世帯の状況

(1) 人口動態

本村の人口は横ばいを推移しており、令和2年では14,638人となっています。65歳以上人口は増加しており、高齢人口割合（高齢化率）は26.0%となっています。

その一方で、年少人口割合は減少傾向にあり、少子高齢化が進展している状況です。

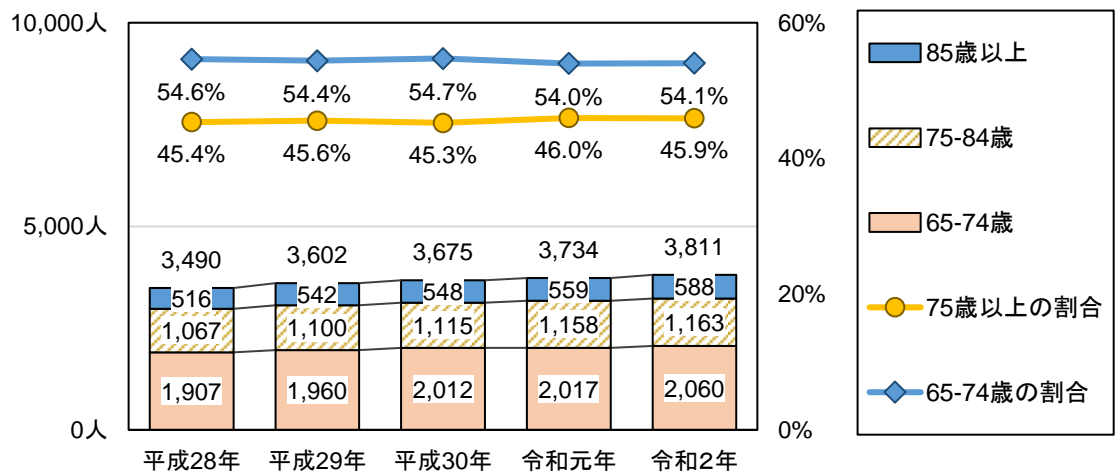
■人口推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

※端数処理の関係で合計が合わないことがあります。以降同じ。

■年齢区分別の高齢者数の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 高齢者世帯の状況

本村では、高齢者のいる世帯数及び構成比ともに一貫して増加しており、平成27年では、世帯総数の44.3%にあたる2,151世帯に高齢者がいる状況です。

また、高齢者独居世帯、高齢者夫婦世帯いずれについても、世帯数、割合ともに増加し続けており、平成27年では高齢者独居世帯は363世帯、高齢者夫婦世帯は459世帯となっています。

■高齢者のいる世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全世帯数 (一般世帯数)	3,848 世帯	4,351 世帯	4,609 世帯	4,859 世帯
高齢者を含む世帯 (全世帯数に占める割合)	1,354 世帯 (35.2%)	1,575 世帯 (36.2%)	1,836 世帯 (39.8%)	2,151 世帯 (44.3%)
高齢独居世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合)	116 世帯 (8.6%)	191 世帯 (12.1%)	256 世帯 (13.9%)	363 世帯 (16.9%)
高齢夫婦世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合)	194 世帯 (14.3%)	265 世帯 (16.8%)	341 世帯 (18.6%)	459 世帯 (21.3%)

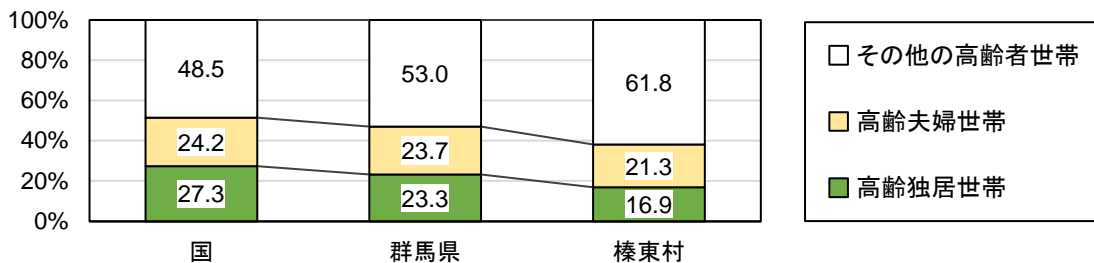
※高齢夫婦世帯は世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫および妻の年齢が65歳以上の世帯 資料:国勢調査

国及び県と比較してみると、高齢者のいる世帯の割合は国を上回り、また、群馬県と同じ水準となっており、本村では高齢者がいる世帯が相対的に多い状況にあると言えます。

また、高齢者独居世帯、高齢者夫婦世帯の割合については、いずれも国及び県の水準よりも低い状況にあります。

■国・県の高齢者を含む世帯数・構成比（平成27年）

	国	群馬県	榛東村
全世帯数 (一般世帯数)	53,331,797 世帯	772,014 世帯	4,859 世帯
高齢者を含む世帯 (全世帯数に占める割合)	21,713,308 世帯 (40.7%)	343,196 世帯 (44.5%)	2,151 世帯 (44.3%)



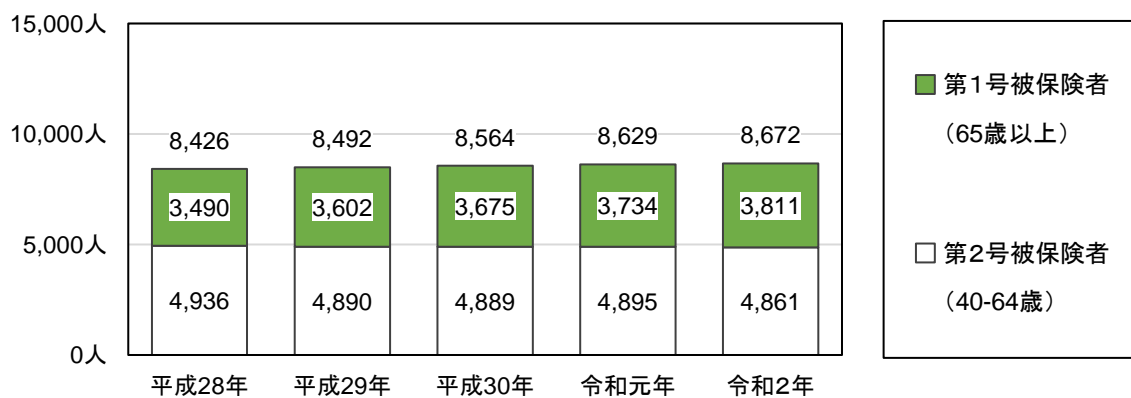
資料:国勢調査

2 介護保険事業の状況

(1) 被保険者数の推移

本村の介護保険被保険者数の推移をみると、緩やかに増加に転じており、令和2年では8,672人となっています。

■被保険者数の推移



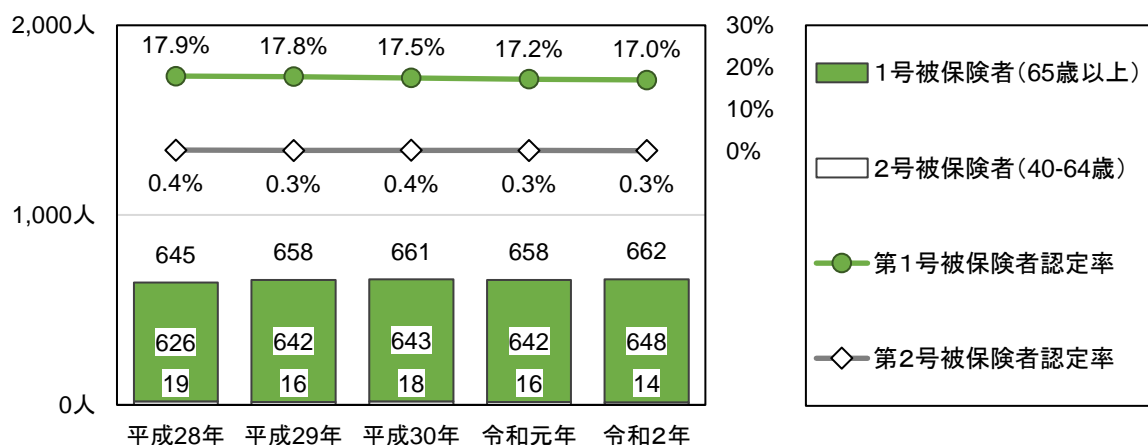
資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

(2) 要支援・要介護認定者数の推移

本村の要支援・要介護認定者数は横ばいで推移しています。

認定率については、第1号被保険者の認定率は微減、第2号被保険者の認定率は横ばいで推移しています。

■要支援・要介護認定者数の推移

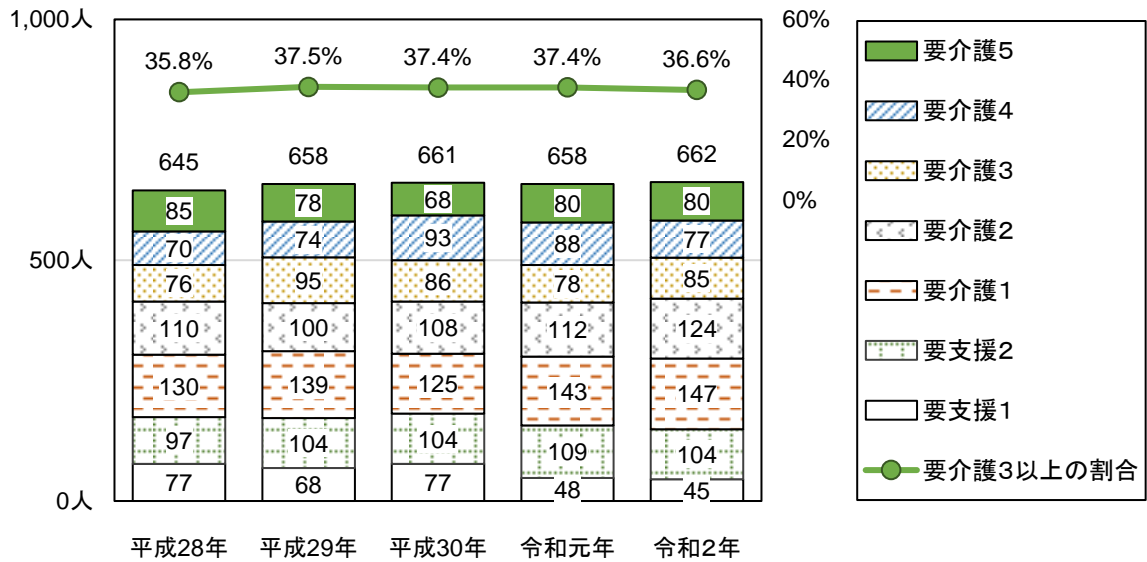


資料:介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

要支援・要介護認定者数は、平成28年と比べると微増となっていますが、構成比については、要支援1は減少し、要介護1～3は増加傾向となっています。

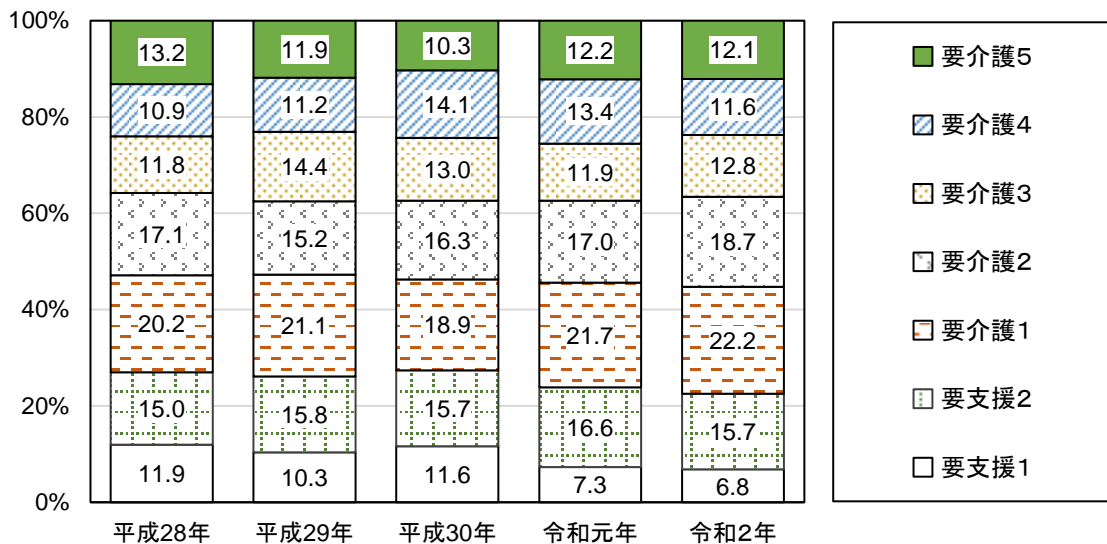
要介護3以上が占める割合については、令和2年では36.6%となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別）



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

■要支援・要介護認定者構成比の推移（要介護度別）



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

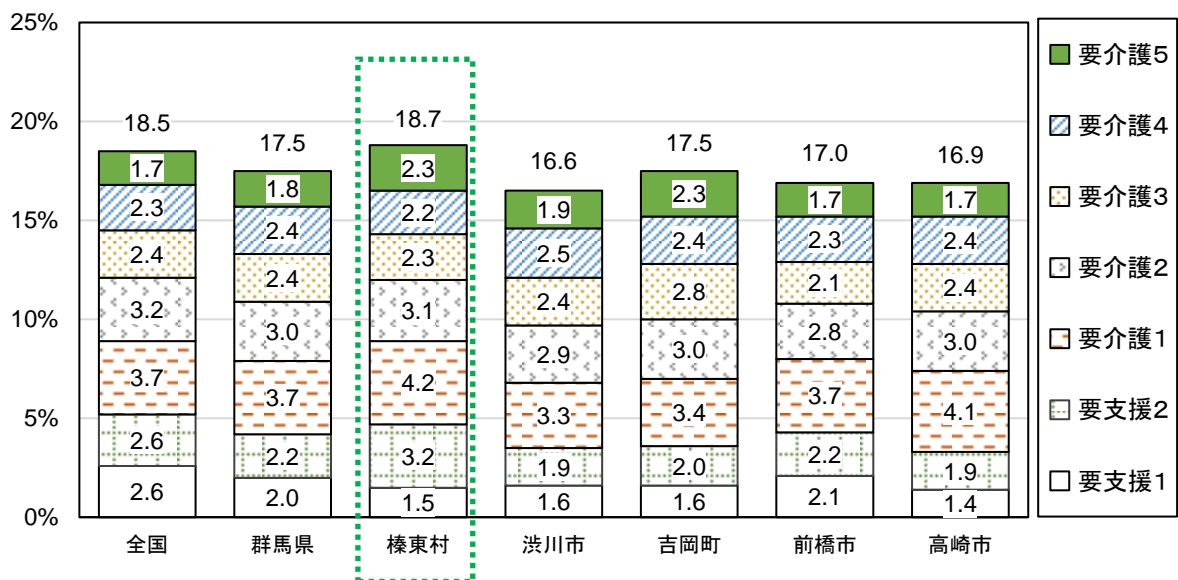
(3) 要支援・要介護認定率の状況

人口の年齢構成が全国と同じと仮定したときの本村の要支援・要介護認定率(※調整済み認定率)は、令和元年時点で18.7%となっており、国・県、近隣市町を上回っています。

軽度(要支援1~要介護2)・重度(要介護3~5)の比較でみると、軽度では全国と同水準、県を上回っており、重度では国、県より高くなっています。近隣市町の中においては、軽度認定率は高く、重度認定率については渋川市と同水準となっています。

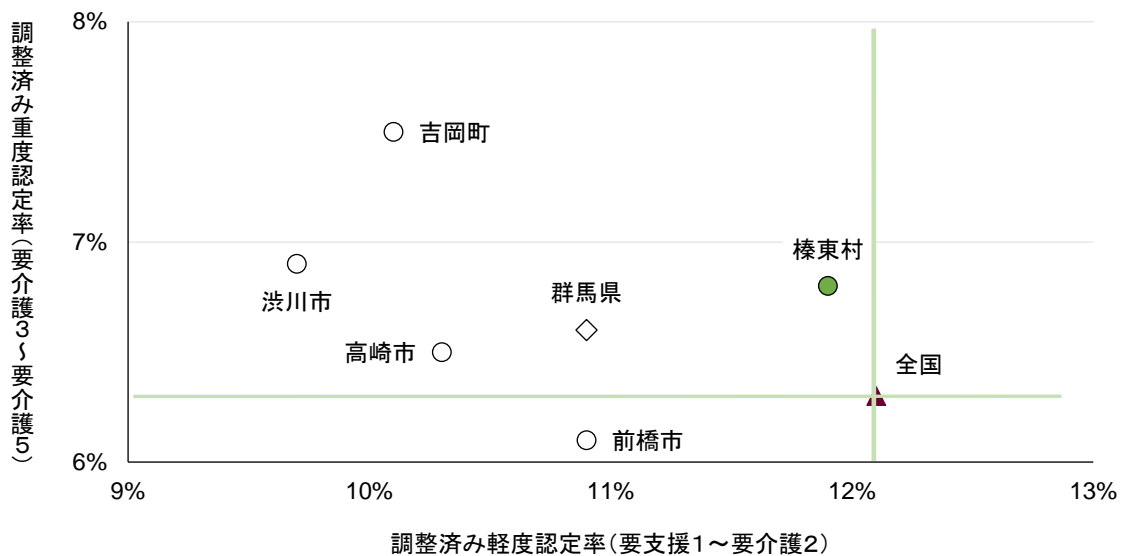
※調整済み認定率：認定率の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性年齢構成」の影響を除外した認定率

■要支援・要介護認定率の状況



資料：地域包括ケア「見える化」システム(令和元年度)

■重度認定率と軽度認定率の分布



資料：地域包括ケア「見える化」システム(令和元年度)

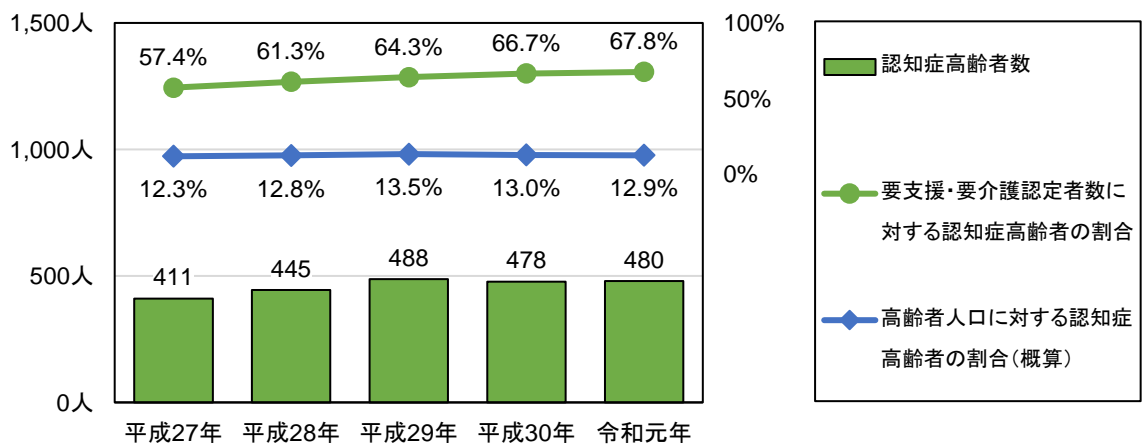
(4) 認知症高齢者の状況

認知症高齢者数（※認知症高齢者自立度Ⅱ以上の要支援・要介護認定者）は、各年度により変動はあるもののほぼ横ばいの傾向にあり、令和元年では480人となっています。

高齢者人口に対する認知症高齢者の割合（概算）は1割程度で推移しています。要支援・要介護認定者に対する認知症高齢者の割合をみると、令和元年では67.8%となっています。

※認知症高齢者自立度Ⅱ：日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態

■ 認知症高齢者の状況

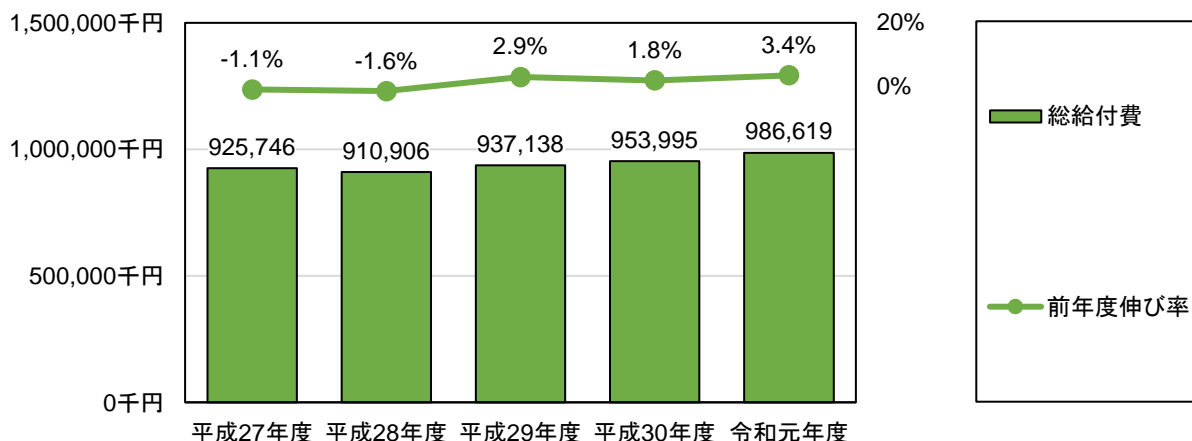


資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年10月末）

(5) 介護給付費の推移

本村の介護保険サービス給付費は、近年増加傾向で推移しており、令和元年度では9億8千万円（前年度伸び率3.4%）となっています。

■介護給付費の推移



※端数処理の関係で合計があわないことがあります。以降同じ。

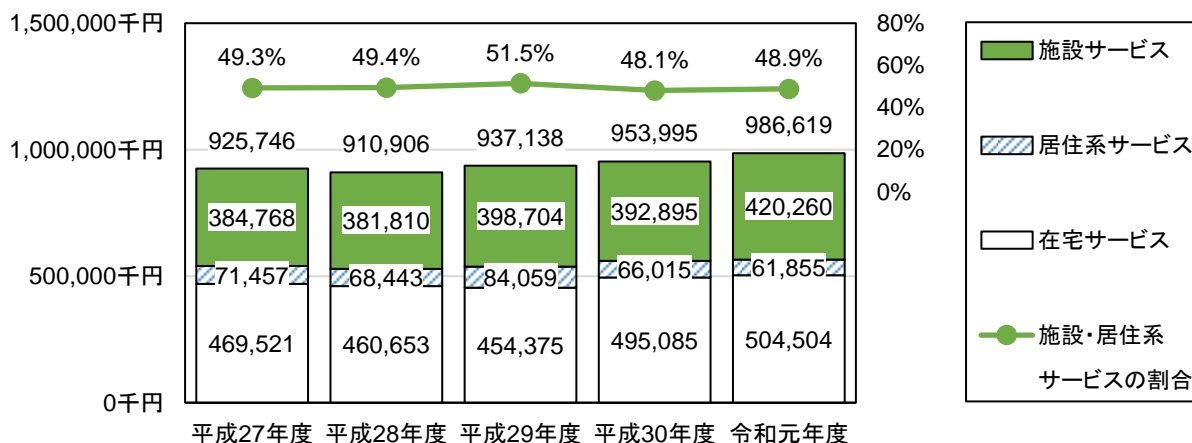
資料：地域包括ケア「見える化」システム

サービス区分別にみると、施設サービス・在宅サービスの給付費が増加傾向にあります。

給付費の構成比をみると、施設・居住系サービス※の割合が横ばいを推移しており、令和元年度では48.9%となっています。

※居住系サービス：有料老人ホームやケアハウスなどで生活をしながら受けるサービス

■介護給付費の推移（サービス区分別）



資料：地域包括ケア「見える化」システム

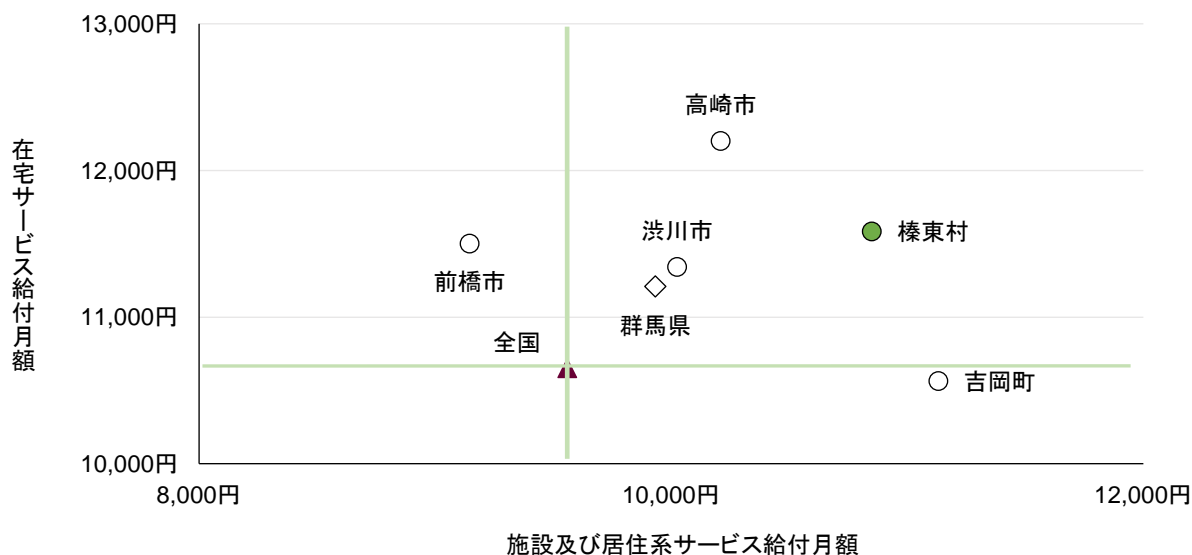
(6) 第1号被保険者1人あたり給付月額

在宅サービスと施設及び居住系サービスにおける第1号被保険者1人あたり給付月額について、縦軸を第1号被保険者1人あたりの在宅サービスの給付月額、横軸を施設及び居住系サービスの給付月額として、近隣市町の分布状況に、村の位置を示しました。

上に位置するほど在宅サービスが活発に利用され、右に位置するほど施設サービスの利用が多いことを意味しています。

本村は、在宅サービスと施設及び居住系サービスともに全国、群馬県、近隣市町に比べて高い水準に位置しています。

■第1号被保険者1人あたり給付月額（年齢等調整済み）（平成30年度）



資料：地域包括ケア「見える化」システム（平成30年度）

※第1号被保険者1人あたりの給付月額（年齢等調整済み）：給付費の多寡に大きく影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」と「地域分別単価」の影響を除外した給付月額を意味します。

3 アンケート調査の概要

本調査は、令和3年度から令和5年度を計画期間とする「榛東村第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」を策定するにあたり、本村の高齢者の日常生活の状況、心身の状態、介護予防に対する意識、在宅介護の状況、福祉・介護保険事業に関する意見などをうかがい、計画づくりの参考資料とし活用するために実施しました。

■調査対象・実施方法・実施時期

区分	調査対象	調査方法	実施時期
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者	郵送	令和2年6月
在宅介護実態調査	要支援・要介護認定を受けている65歳以上の高齢者（施設サービス利用者除く）	郵送及び認定調査員による聞き取り調査	令和元年2月～令和2年6月

■配布・回収状況

区分	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,500件	966件	64.4%
在宅介護実態調査	357件	280件	78.4%

※調査結果について

- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率（%）で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

(1) 介護予防・日常生活圏域二エズ調査

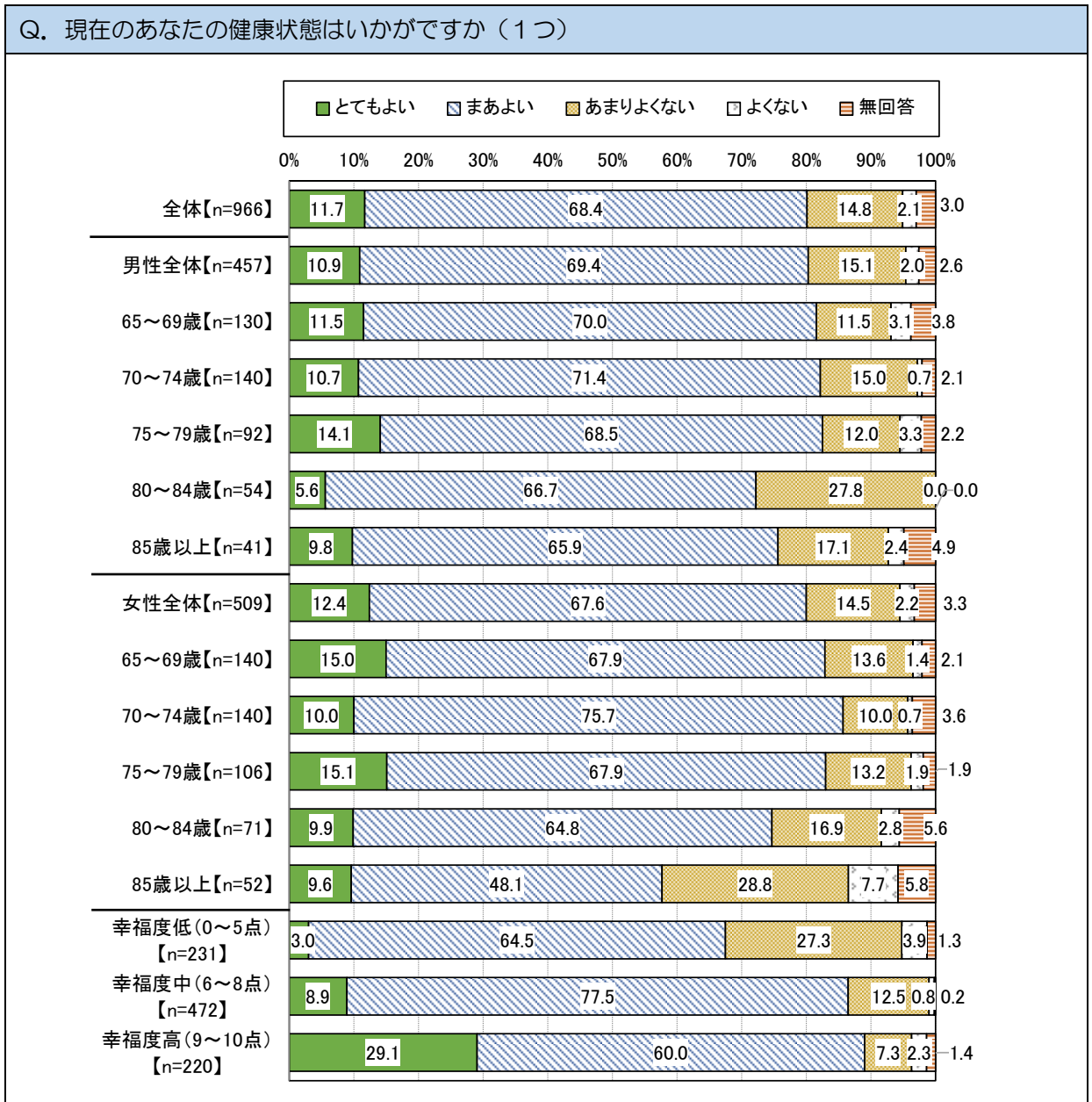
①主観的健康観について

高齢者のQOL（生活の質）の指標となっている主観的健康観については、全体では「健康」（「とてもよい」+「まあよい」の合計）と回答した割合が80.1%となっています。

性別で見ると、男性では80.3%、女性では80.0%が「健康」と回答しており、男女問わず4人に3人が健康と感じています。

幸福度別に主観的健康感をみると、幸福度が高いほど主観的健康感も高くなっています。

■現在の健康状態



②生活機能の低下リスクについて

介護予防・日常生活圏域二ーズ調査は、国が提示した調査項目（必須項目）を組み込んで実施しました。各機能の評価方法から算出した各機能の低下やリスク状況を年齢別や地区に集計をしました。

いずれも、おおむね年齢が上がるほど機能の低下やリスクの割合が高くなっています。

また、地区別で見ると長岡地区、広馬場地区では、リスク該当者割合が村全体の平均よりも高くなっています。

■生活機能の低下リスク該当者割合

		運動機能の低下あり	転倒リスクあり	閉じこもり傾向あり	低栄養の疑いあり	口腔機能低下あり	認知機能低下あり	IADL（手段的自立度）の低下あり	うつ傾向あり	知的能動性の低下あり	社会的役割の低下あり
全体		11.0	30.5	19.4	5.8	21.6	42.6	5.7	42.0	13.4	25.9
性別	男性	7.0	27.7	15.3	4.4	20.3	42.9	4.6	40.0	11.7	29.4
	女性	14.8	33.0	23.1	7.0	22.7	42.3	6.8	43.9	15.0	22.6
年齢別	65-69歳	5.0	22.8	11.9	6.2	16.0	34.8	3.5	41.9	12.6	26.0
	70-74歳	5.4	31.0	12.0	3.0	18.5	40.5	1.8	38.6	10.9	21.2
	75-79歳	9.8	29.7	17.4	5.4	21.8	48.4	3.2	42.1	10.9	21.3
	80-84歳	20.5	31.7	34.2	8.2	29.7	43.1	7.2	40.9	13.8	32.5
	85歳以上	38.3	51.1	48.4	11.0	37.2	59.8	29.6	54.0	29.9	43.0
地区別	長岡地区	14.7	28.3	20.0	8.2	25.0	44.7	9.9	42.2	10.9	28.3
	山子田地区	9.2	27.3	15.6	4.5	18.0	39.8	4.6	43.3	11.9	23.8
	新井地区	9.5	29.8	18.7	5.5	18.2	42.2	6.1	42.5	14.8	26.7
	広馬場地区	13.4	35.0	23.3	6.2	28.1	44.6	4.4	40.0	13.5	25.6

※ IADL（手段的日常生活動作）：ADL（日常生活動作）よりも複雑で高次な動作のことで、具体的には買物、洗濯等の家事、金銭管理、服薬管理、乗り物に乗ることなどが含まれる。

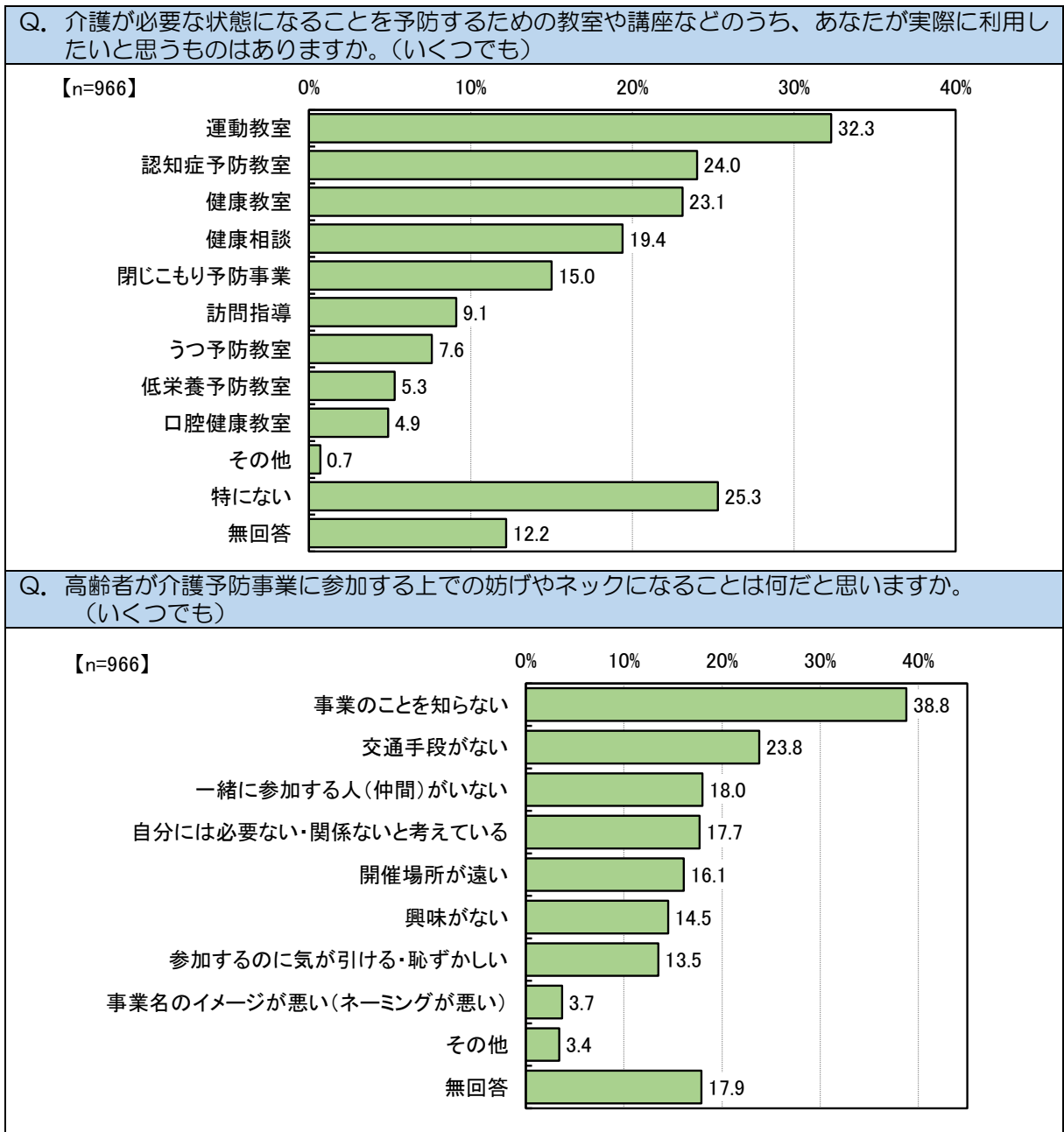
※知的能動性：知的活動の実施や知的好奇心を反映する能力のことで、具体的に書類を書く、新聞や本を読む、物事への興味関心があることなどが含まれる。

③介護予防事業について

介護が必要な状態になることを予防するための教室や講座などのうち、実際に利用したいと思うものでは、「運動教室」が32.3%で最も多く、以下、「認知症予防教室」が24.0%、「健康教室」が23.1%、「健康相談」が19.4%となっています。

高齢者が介護予防事業に参加する上での妨げになることでは、「事業のことを知らない」が38.8%で最も多く、以下、「交通手段がない」が23.8%、「一緒に参加する人（仲間）がいない」が18.0%、「自分には必要ない・関係ないと考えている」が17.7%、「開催場所が遠い」が16.1%となっています。

■介護を予防するために利用したい教室や講座

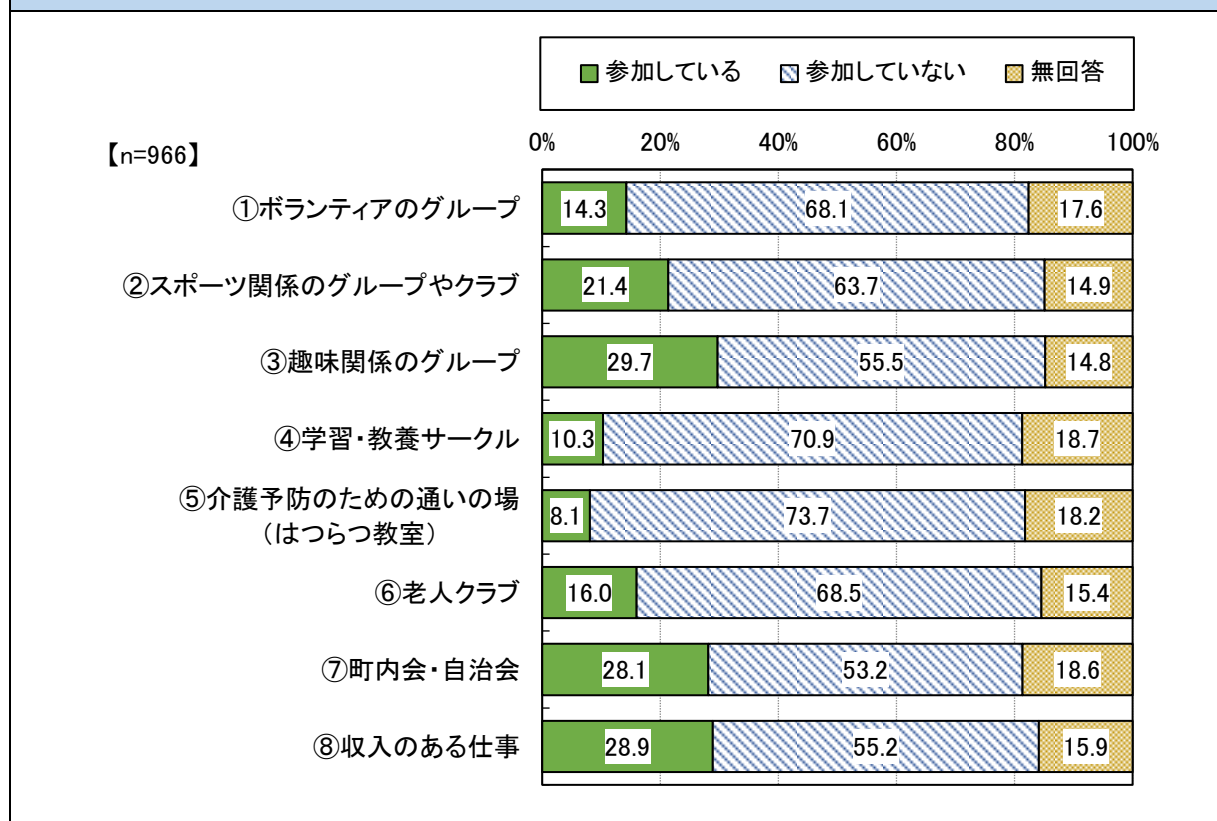


④地域での活動について

会やグループの参加状況では、「④学習・教養サークル」、「⑤介護予防のための通いの場（はつらつ教室）」への参加率が低い傾向があります。今後、介護予防や地域からの孤立防止という観点からも対策の必要性があると考えられます。

■会・グループ等への参加状況

Q. 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか（1つ）



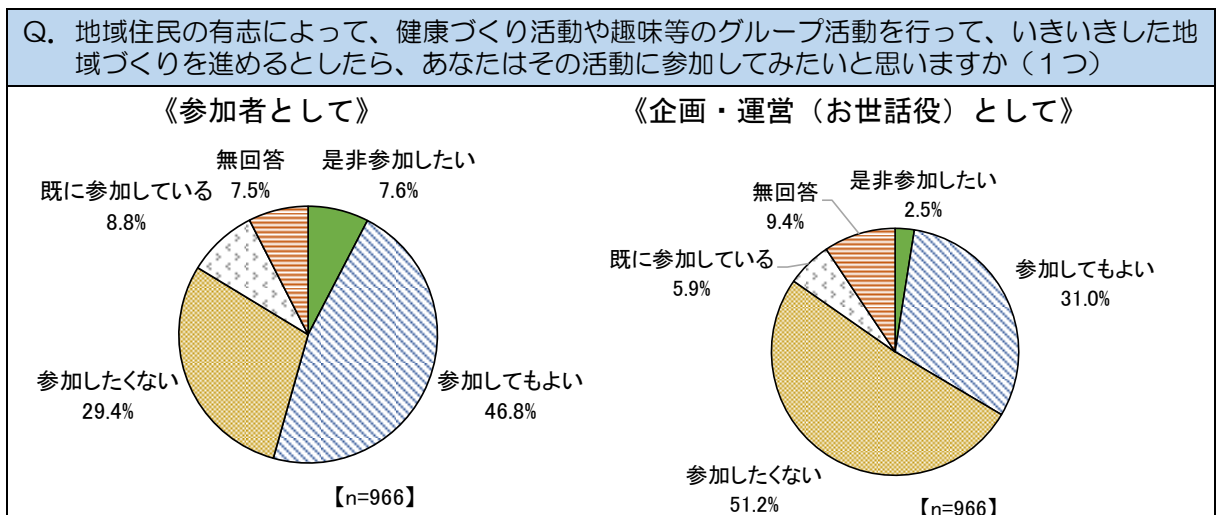
⑤地域づくりの参加意思について

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に《参加者として》参加してみたいか尋ねたところ、「是非参加したい」が7.6%、「参加してもよい」が46.8%と、参加意向は約5割となっています。一方、29.4%は「参加したくない」と回答しています。

また、その活動に《企画・運営（お世話役）として》参加してみたいか尋ねたところ、「是非参加したい」が2.5%、「参加してもよい」が31.0%と、参加意向は3割となっています。一方、51.2%は「参加したくない」と回答しています。

経験豊かな高齢者をあらたな生活支援サービスの担い手として育成し、地域社会で活躍できる仕組みを検討していく必要があります。

■地域づくりへの参加意向



⑥ 助け合いについて

心配ごとや愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」が58.0%で最も多く、以下、「友人」が44.5%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が41.4%などとなっています。

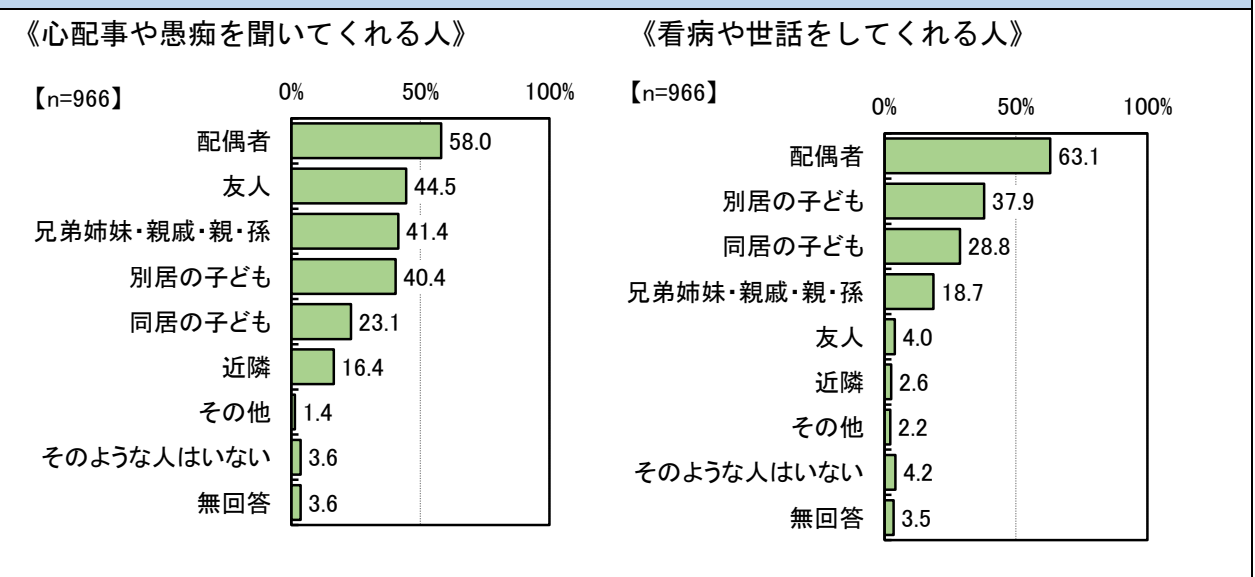
病気の際の看病や世話をしてくれる人についても、「配偶者」が63.1%で最も多く、以下、「別居の子ども」が37.9%、「同居の子ども」が28.8%などとなっています。

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手は、「医師・歯科医師・看護師」が35.0%で最も多く、以下、「社会福祉協議会・民生委員」が21.5%、「地域包括支援センター・村役場」が18.7%などとなっています。

一方、29.0%は「そのような人はいない」と回答しています。

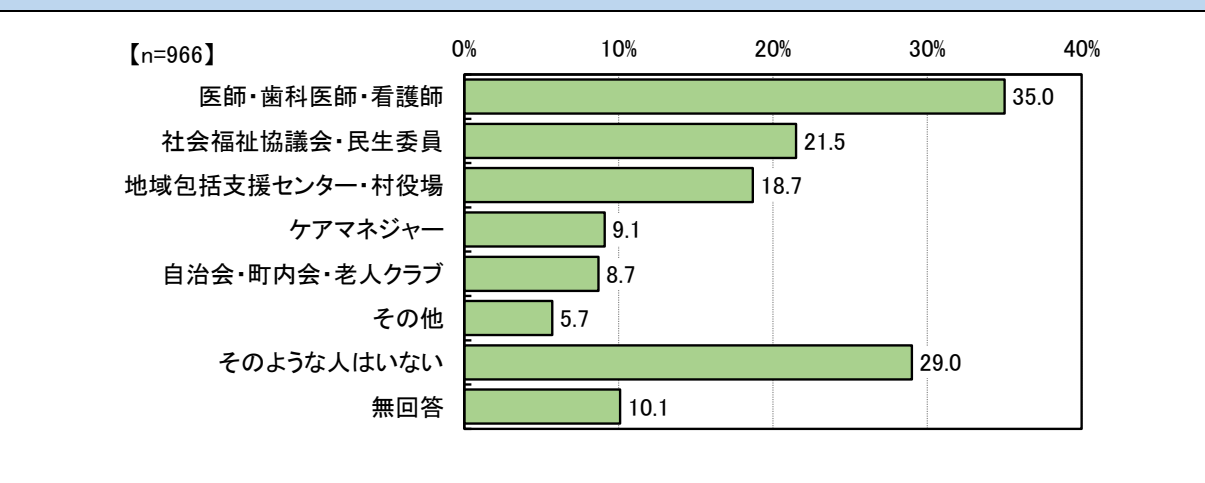
■あなたとまわりの人の「たすけあい」

Q. あなたとまわりの人の「たすけあい」についておうかがいします（いくつでも）



■家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手

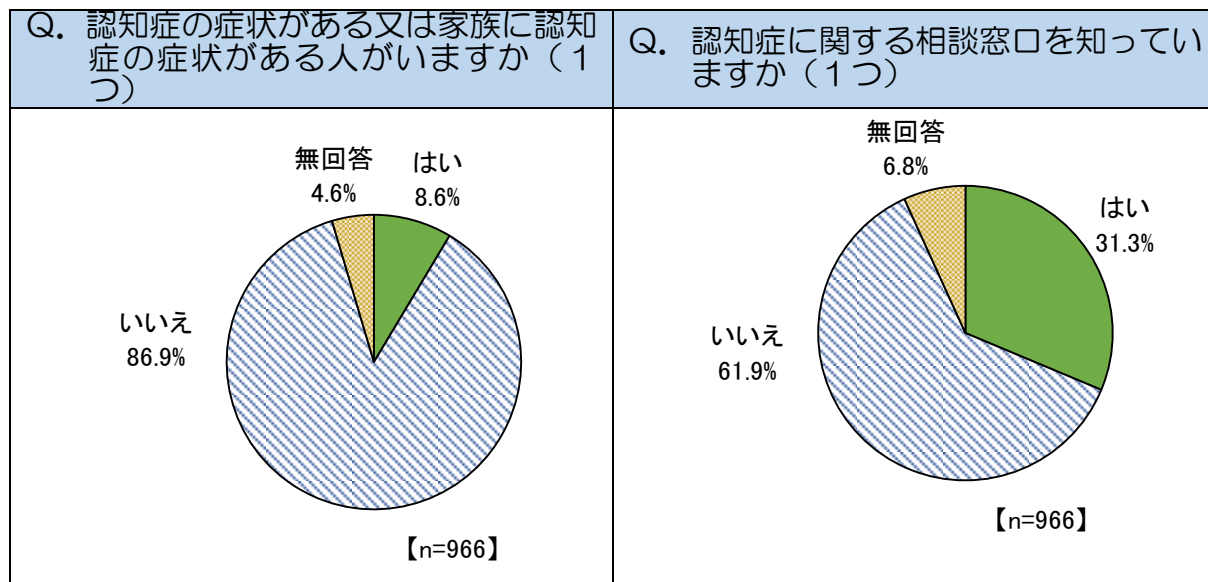
Q. 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください（いくつでも）



⑦ 認知症について

認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるかについては、「はい」が 8.6% となっています。また、認知症に関する相談窓口を知っているかについては、「はい」が 31.3% となっています。

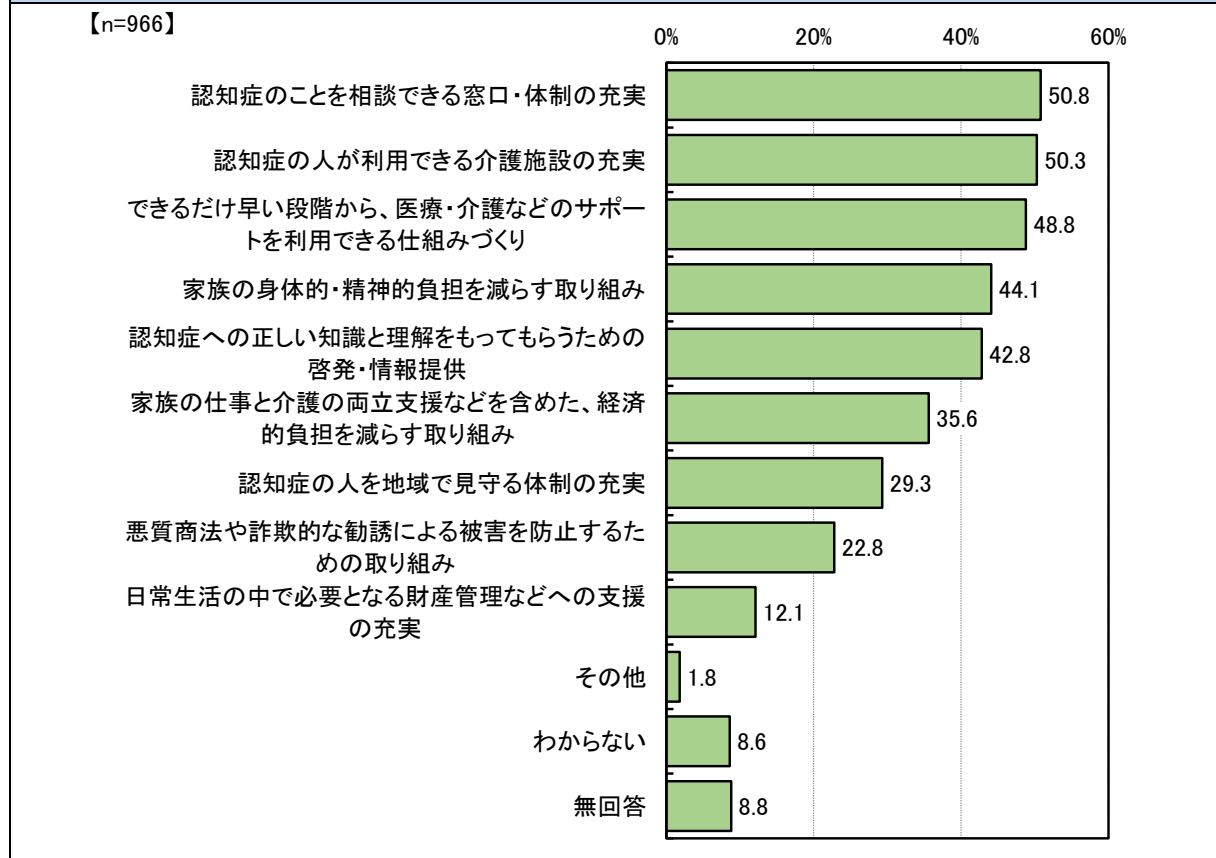
■ 認知症の症状と相談窓口の認知度



認知症に対して重点をおくべき取り組みでは、「認知症のことを相談できる窓口・体制の充実」が50.8%で最も多く、以下、「認知症の人が利用できる介護施設の充実」が50.3%、「できるだけ早い段階から、医療・介護などのサポートを利用できる仕組みづくり」が48.8%、「家族の身体的・精神的負担を減らす取り組み」が44.1%、「認知症への正しい知識と理解をもってもらうための啓発・情報提供」が42.8%となっています。

■ 認知症に対して村が重点をおくべき取り組み

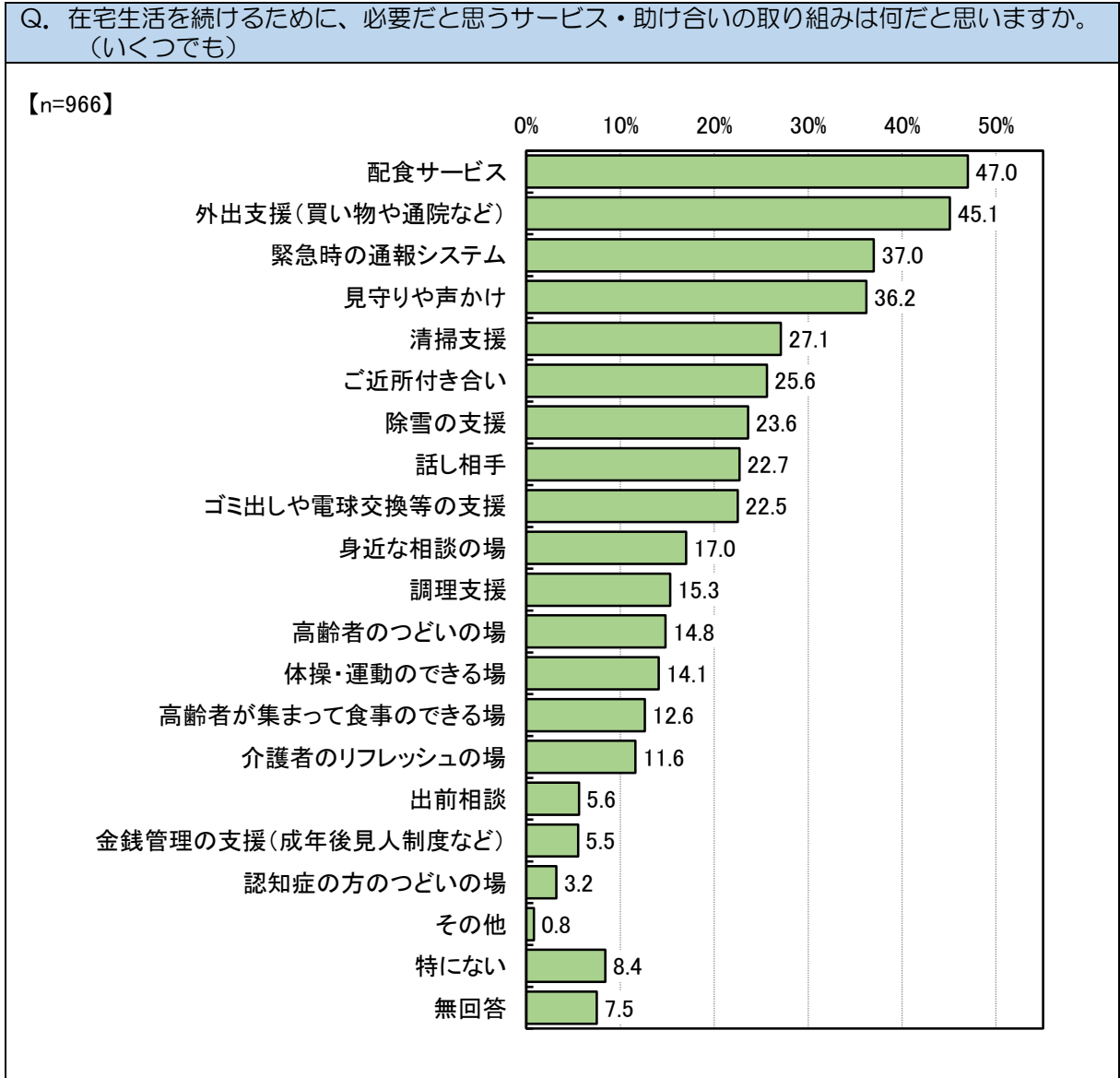
Q. 今後、増加する認知症の人への取り組みとして、村ではどのような施策に重点を置くべきだと思いますか。(いくつでも)



⑧在宅生活を続けるために必要なサービスや助けあいの取り組みについて

在宅生活を続けるために、必要だと思うサービス・助け合いの取り組みでは、「配食サービス」が47.0%で最も多く、以下、「外出支援（買い物や通院など）」が45.1%、「緊急時の通報システム」が37.0%、「見守りや声かけ」が36.2%、「清掃支援」が27.1%などとなっています。

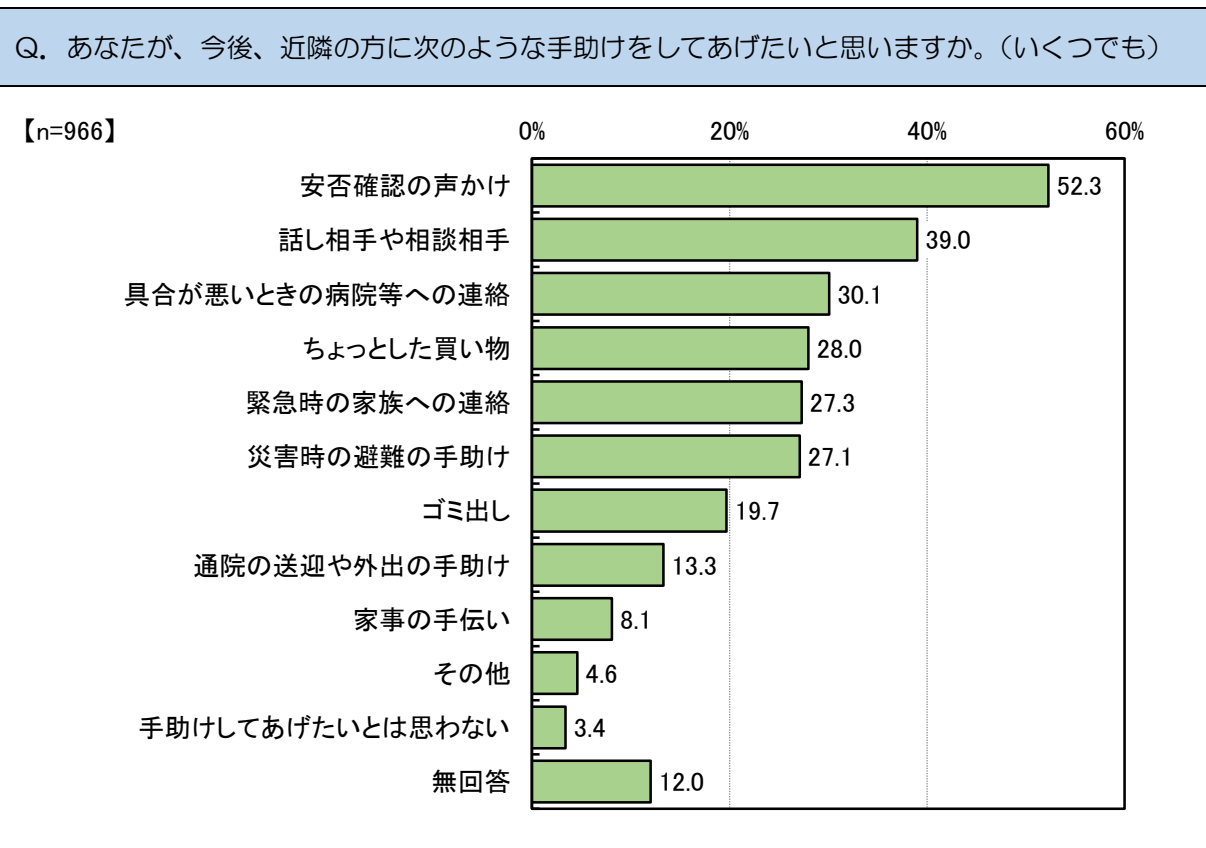
■在宅生活を続けるために必要なサービスや助けあいの取り組み



⑨近隣の方に対してしてあげたい手助けについて

今後、近隣の方に手助けをしてあげたいと思うことでは、「安否確認の声かけ」が 52.3%で最も多く、以下、「話し相手や相談相手」が 39.0%、「具合が悪いときの病院等への連絡」が 30.1%、「ちょっとした買い物」が 28.0%、「緊急時の家族への連絡」が 27.3%などとなっています。

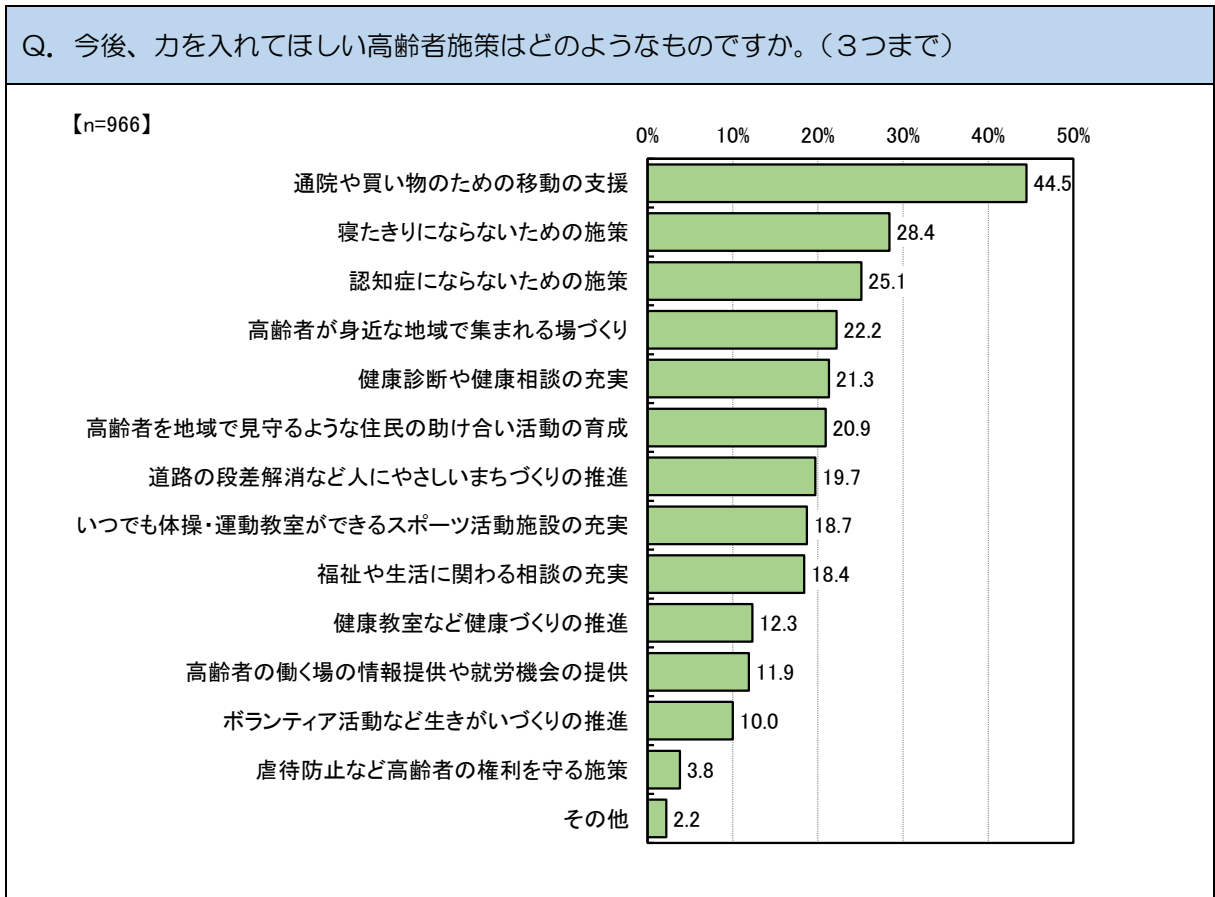
■近隣の方に対してしてあげたい手助け



⑩力を入れてほしい高齢者施策について

高齢者の保健福祉施策として、力を入れてほしいと思うものでは、「通院や買い物のための移動の支援」が44.5%で最も多く、以下、「寝たきりにならないための施策」が28.4%、「認知症にならないための施策」が25.1%、「高齢者が身近な地域で集まれる場づくり」が22.2%、「健康診断や健康相談の充実」が21.3%などとなっています。

■高齢社会に対応するために力を入れるべきこと

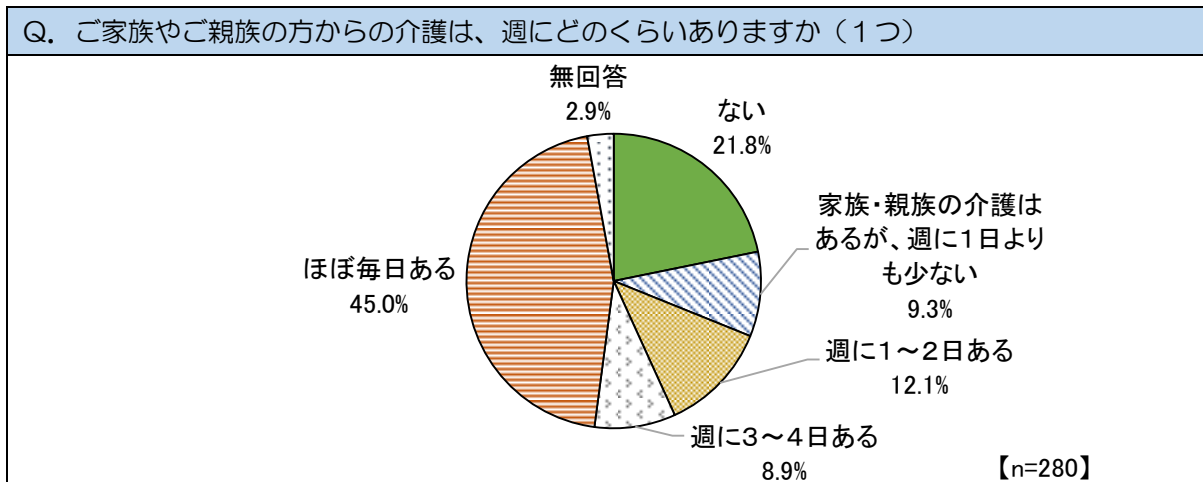


(2) 在宅介護実態調査

① 在宅で介護を担っている家族や親族について

家族や親族からの介護の状況については、「ほぼ毎日ある」が45.0%で最も多くなっています。在宅の要支援・要介護者の4分の3が、家族や親族から介護を受けている状況です。

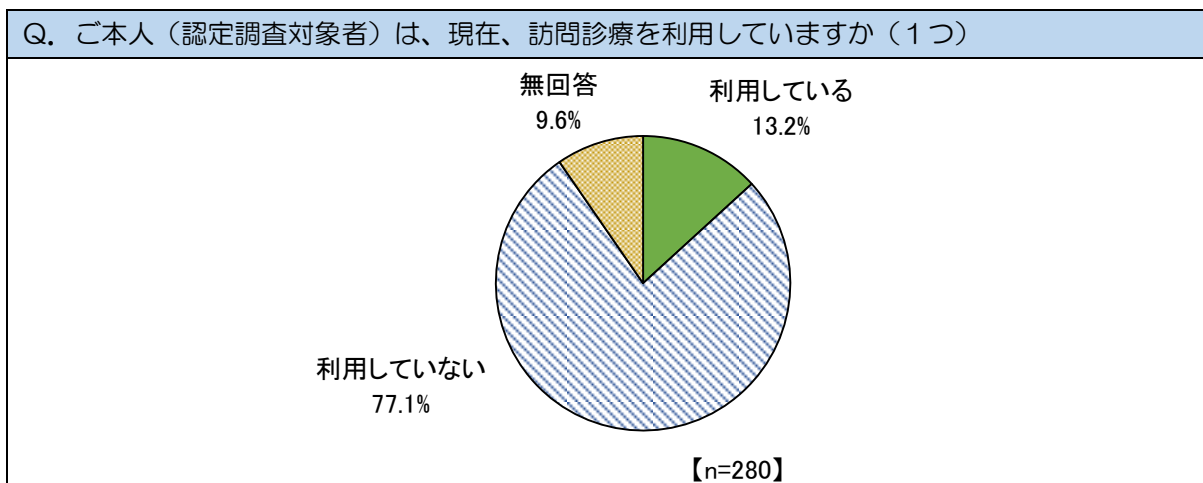
■ 家族や親族からの介護



② 訪問診療の利用について

訪問診療の利用については、「利用している」が13.2%となっています。

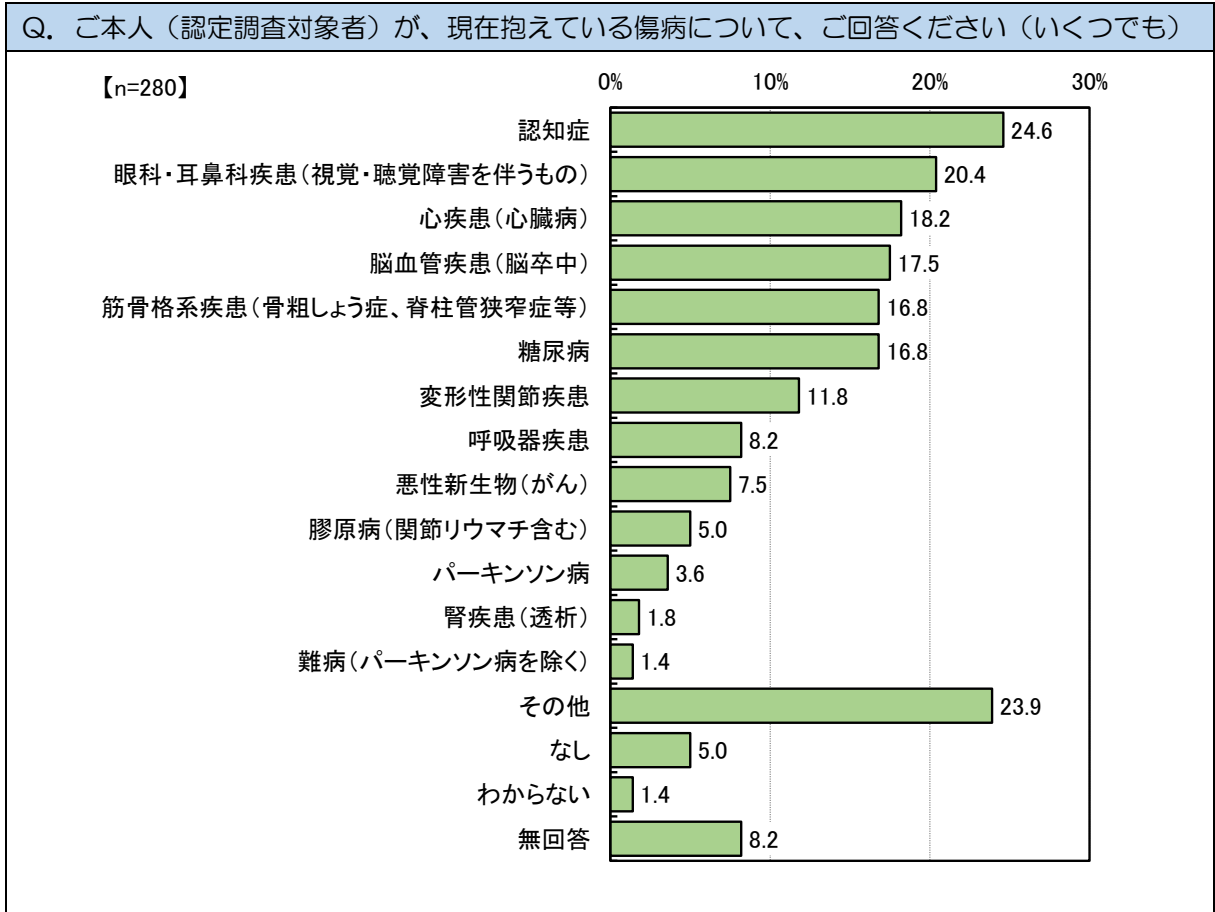
■ 訪問診療の利用



③現在抱えている傷病について

現在抱えている傷病については、「認知症」が24.6%で最も多く、以下、「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」が20.4%、「心疾患（心臓病）」が18.2%、「脳血管疾患（脳卒中）」が17.5%、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」、「糖尿病」がともに16.8%などとなっています。

■現在抱えている傷病



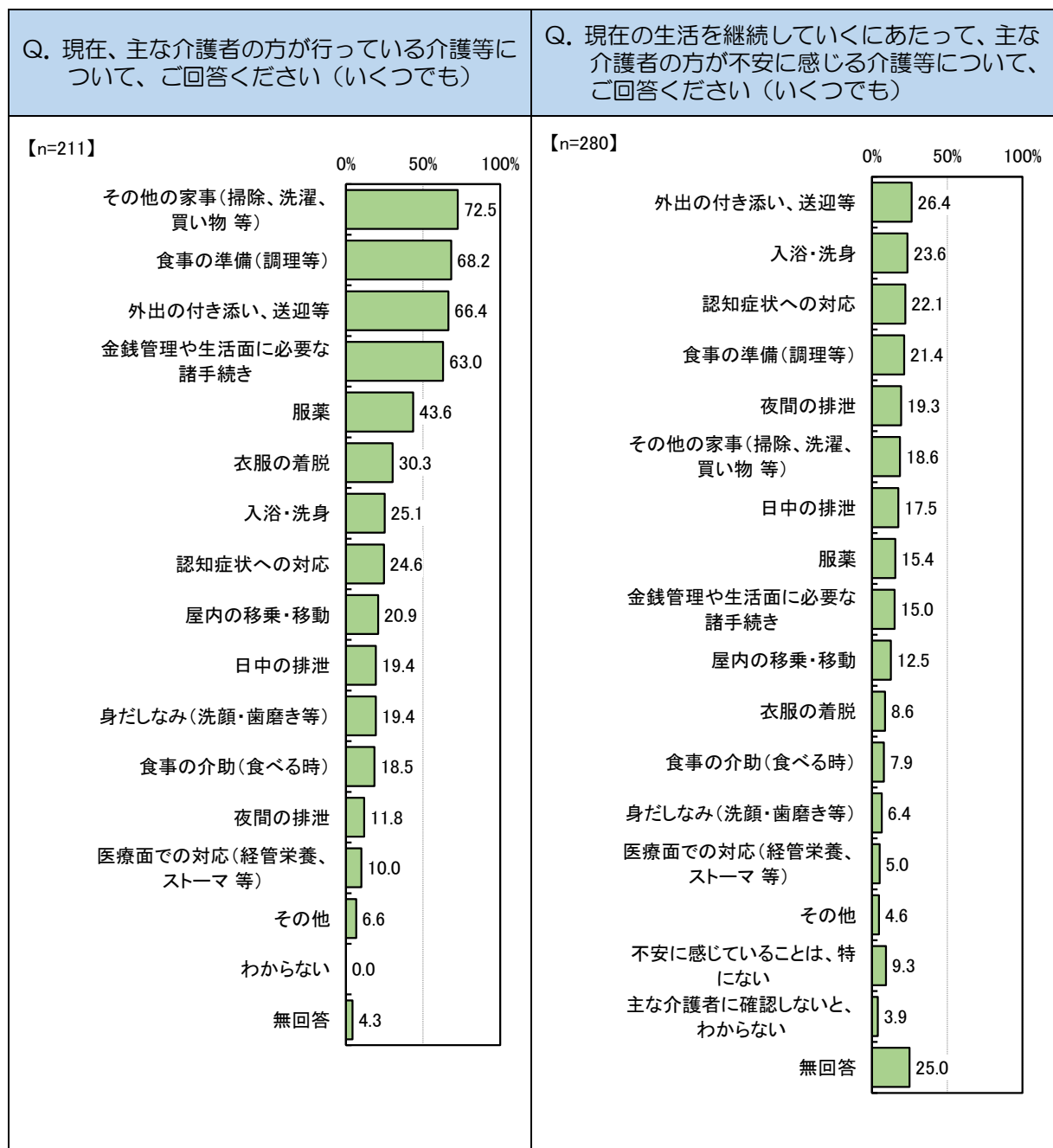
④家族や親族による介護の状況について

家族や親族が行っている主な介護は、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が72.5%で最も多く、以下、「食事の準備（調理等）」が68.2%、「外出の付き添い、送迎等」が66.4%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が63.0%、「服薬」が43.6%などとなっています。

一方、主な介護者が不安に感じる介護等については、「外出の付き添い、送迎等」が26.4%で最も多く、以下、「入浴・洗身」が23.6%、「認知症状への対応」が22.1%、「食事の準備（調理等）」が21.4%、「夜間の排泄」が19.3%などとなっています。

■現在行っている介護

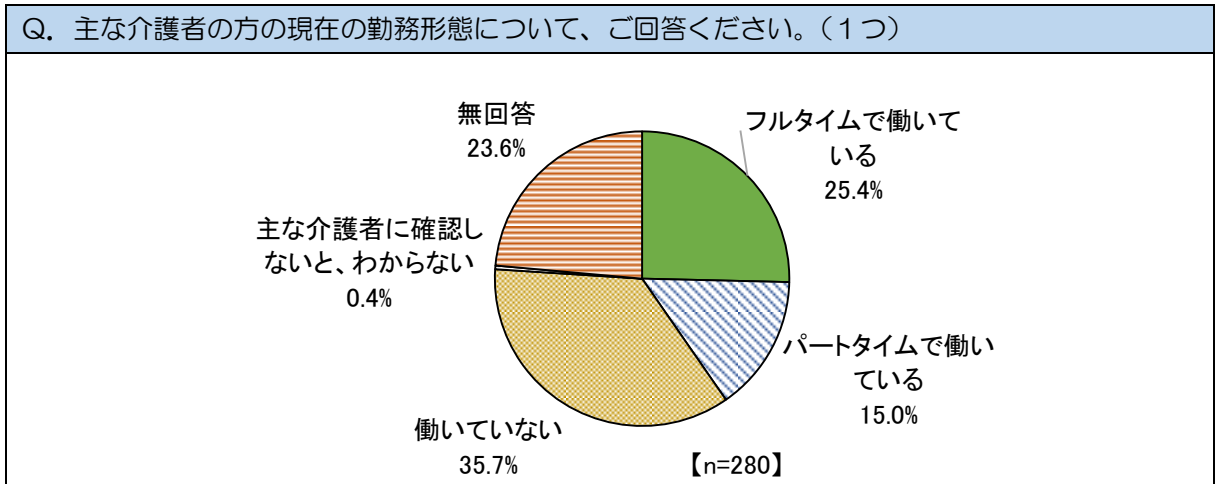
■不安に感じる介護



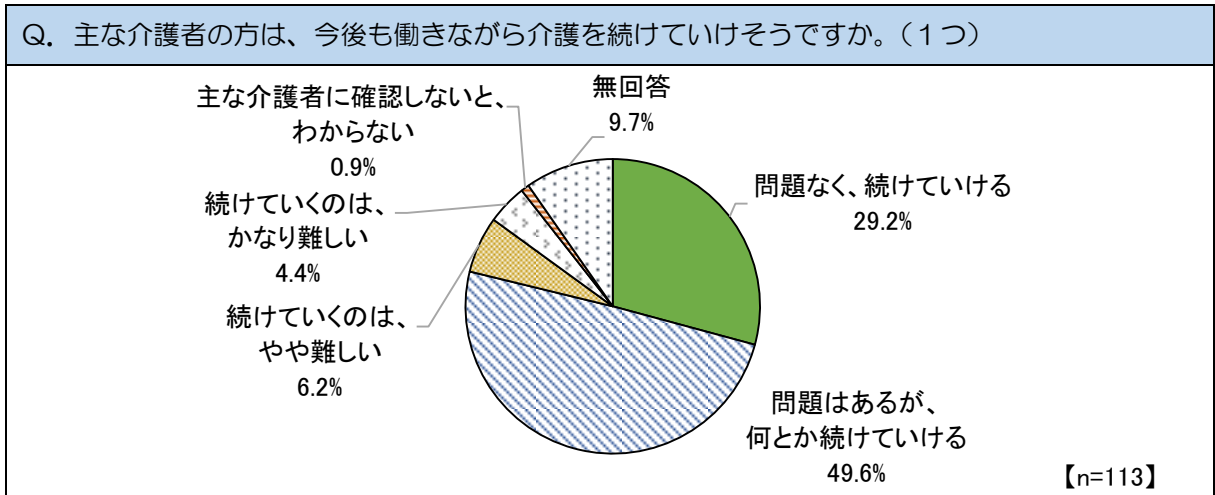
⑤主な介護者の仕事と介護の両立について

主な介護者のうち、フルタイムが 25.4%、パートタイムが 15.0%で、計 40.4%が就労しており、今後も仕事と介護の両立を続けられそうかを尋ねたところ、「続けていくのは、かなり難しい」が 4.4%、「続けていくのは、やや難しい」が 6.2%となっています。

■主な介護者の勤務形態

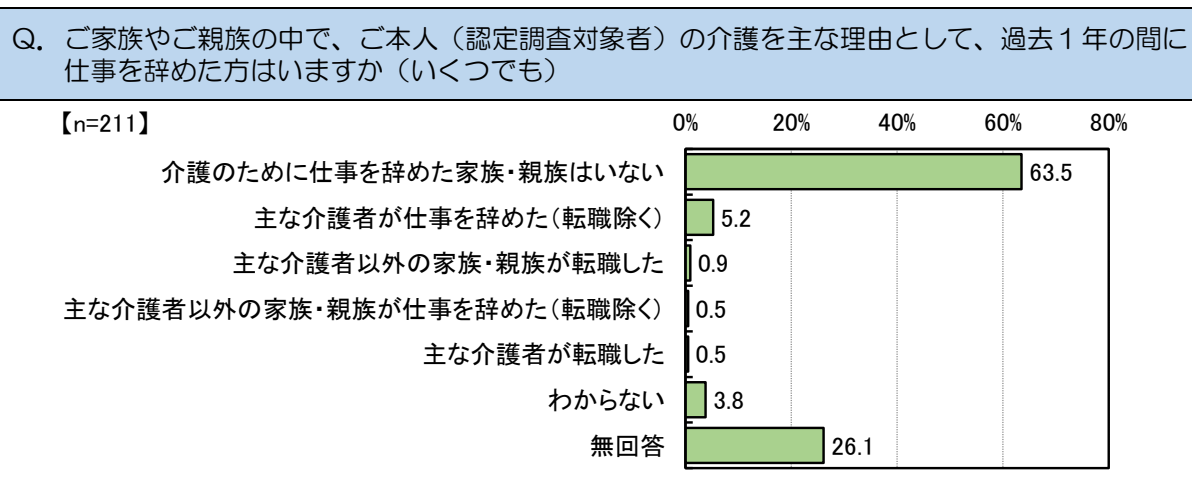


■主な介護者の仕事と介護の継続



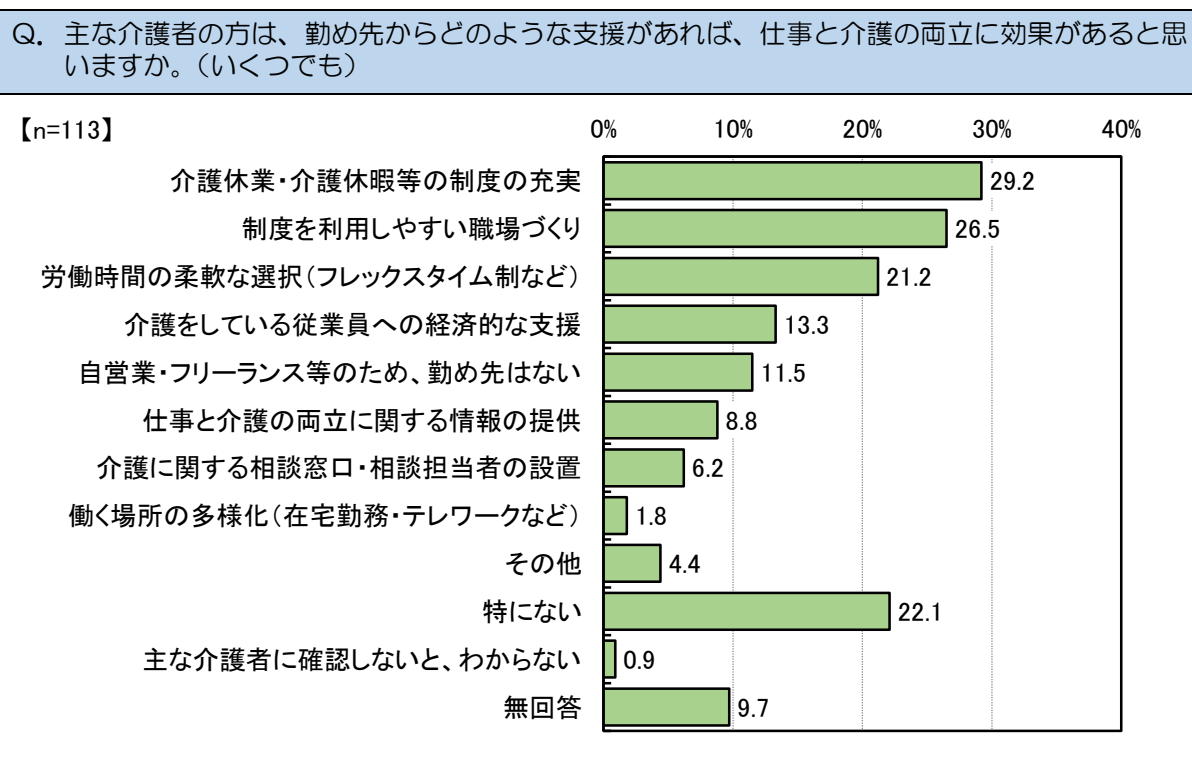
過去1年間で、介護している家族や親族が離職した割合は5.7%となっています。

■介護を理由に退職した家族や親族



仕事と介護の両立に効果のある勤め先からの支援として「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が29.2%で最も多く、以下、「制度を利用しやすい職場づくり」が26.5%、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」が21.2%、「介護をしている従業員への経済的な支援」が13.3%などとなっています。

■仕事と介護の両立に効果のある勤め先からの支援



4 課題の整理

本村の現状を踏まえ、高齢者福祉に関わる課題を整理しました。

(1) 介護予防の推進

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による各機能低下やリスクの判定をしており、年齢が上がるとともに加速的にリスクが高まることから、壮年期のころから継続して生活機能の維持のための対策が重要です。また、介護が必要となる前に、高齢早期に機能低下を自覚し改善するための啓発を行うとともに、運動器機能向上を図るための教室事業につなげていくことが重要です。

さらに、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、早期発見・早期対応に取り組むことが重要です。

(2) 地域の見守り体制とコーディネート機能の強化

本村の人口の見通しは、高齢化が一層進むものと予測されています。そのため、地域による見守り体制を強めていくことが必要とされますが、人口減少が進む中では人口密度の低下、地域コミュニティの希薄化も懸念されます。

日常生活圏域ニーズ調査では、今後、近隣の方に手助けをしてあげたいと思うことでは、「安否確認の声かけ」が52.3%で最も多く、以下、「話し相手や相談相手」が39.0%、「具合が悪いときの病院等への連絡」が30.1%、「ちょっとした買い物」が28.0%、「緊急時の家族への連絡」が27.3%などとなっています。

これからの地域力を維持・拡充していくためには、一人ひとりが何かしらの担い手になれるよう、活躍の場を地域の中につくることに加えて、限りある資源を最大限に活用できるよう、コーディネート機能を持つことが重要です。

(3) 認知症高齢者対策

認知症は65歳以上の中でも特に80歳以上からの有病率が高くなることが指摘されており、今後75歳以上のいわゆる後期高齢者数が増加する本村においては、認知症高齢者の数は増加することが見込まれます。認知症の対応は、専門職による的確な対応が重要となることから、保健・医療・福祉等の専門職が連携した支援体制が重要となるほか、認知症高齢者が外出・徘徊をした際に周囲の人が理解をもって接することができるよう、地域の見守り体制を構築することも重要です。

在宅介護実態調査において、現在抱えている傷病は「認知症」が最も多くなっています。また、介護者が不安に感じる介護については「認知症状への対応」が22.1%となっており、認知症高齢者を介護する家族のサポートを厚くすることも重要です。

(4) 在宅の医療と介護の連携強化

高齢者が要介護状態となっても住み慣れた自宅で可能な限り住み続けるには、介護サービスだけでなく医療サービスも一体的に提供できる体制が望まれます。

在宅介護実態調査では、訪問診療を「利用している」と回答した方は1割いました。また、介護予防日常生活ニーズ調査において、在宅生活を続けるのに必要なサービスでは「外出支援（買い物や通院など）」、高齢者の保健福祉施策として力を入れてほしいと思うものでは、「通院や買い物のための移動の支援」がそれぞれ4割の回答がありました。高齢者のみ世帯が増加し続ける見通しの中では、通院に同行する人がいないことは施設入所を検討する大きな要因となることがうかがえます。

(5) 家族介護者の支援

要介護高齢者の在宅生活の限界点を高めるには、医療・介護サービスの充実だけでなく日常生活を支えている家族介護者の負担を軽減することも重要です。

在宅介護実態調査においては、半数以上の介護者は介護を理由に仕事を辞めた家族はいないとしていますが、5.7%は介護者またはその家族が介護のために仕事を辞めたと回答しており、介護が介護者の生活に大きな影響を与えていることがうかがえます。

また、現在の生活を続けるにあたり不安を感じる介護については「外出の付き添い、送迎等」、「入浴・洗身」、「認知症状への対応」、「食事の準備（調理等）」、「夜間の排泄」などがそれぞれ2割程度あげられており、介護に不安を感じている介護者は少なくないといえます。

さらに近年では、全国的に介護を苦にした虐待等の事件が発生していることも踏まえ、家族介護者の負担軽減に向けたサポート体制の充実が重要です。

第3章

今後の高齢者の状況

第3章 今後の高齢者の状況

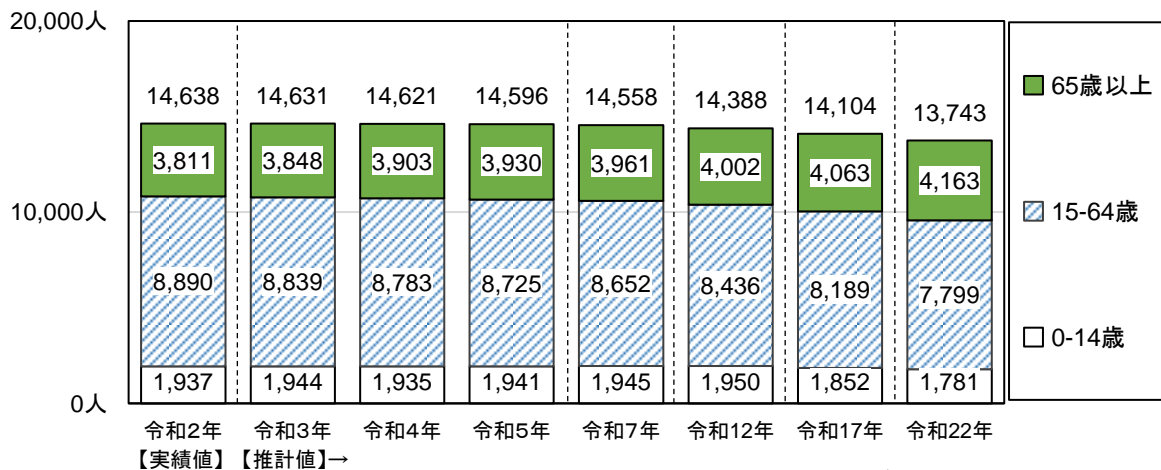
1 将来推計

(1) 推計人口

本村の住民基本台帳を基に、コーホート変化率法（同じ年に生まれた人々の動向から変化率を求め、その結果に基づき将来人口を推計する方法）により算出した推計人口をみると、総人口は減少し、計画最終年の令和5年には14,596人となることが見込まれます。

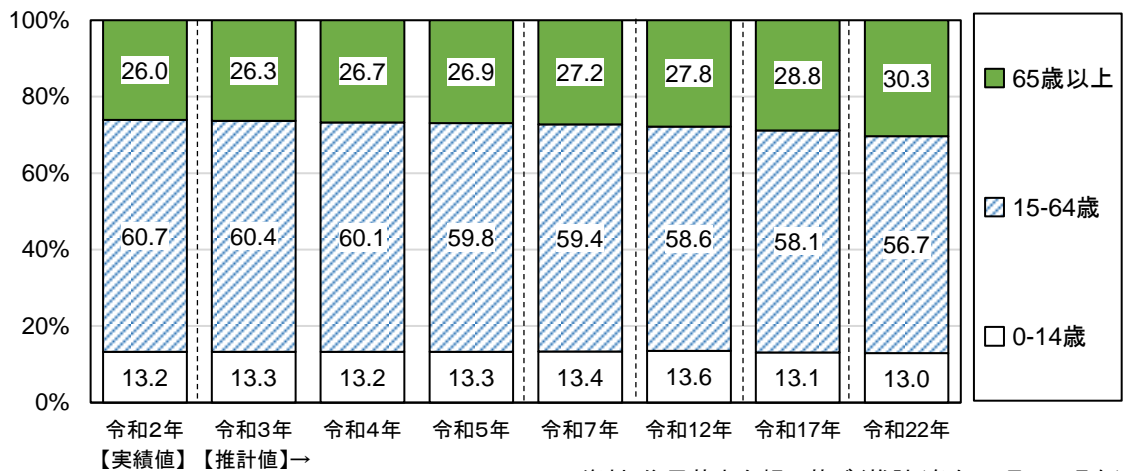
人口構成比では高齢化率は増加を続け、令和5年には26.9%となり、令和7（2025）年に27.2%、令和22（2040）年には30%を超える見通しです。

■推計人口



資料：住民基本台帳に基づく推計（各年10月1日現在）

■推計人口（構成比）



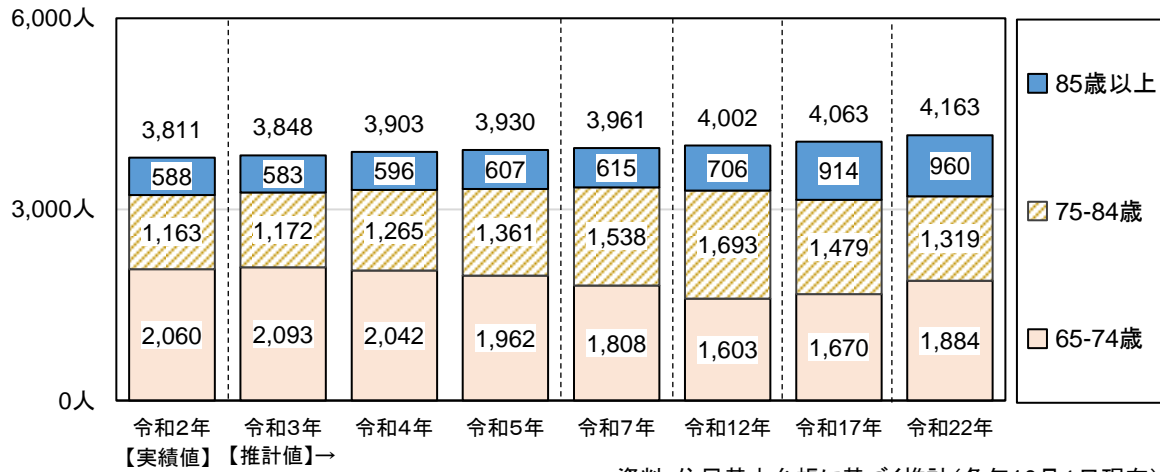
資料：住民基本台帳に基づく推計（各年10月1日現在）

(2) 高齢者人口の推計

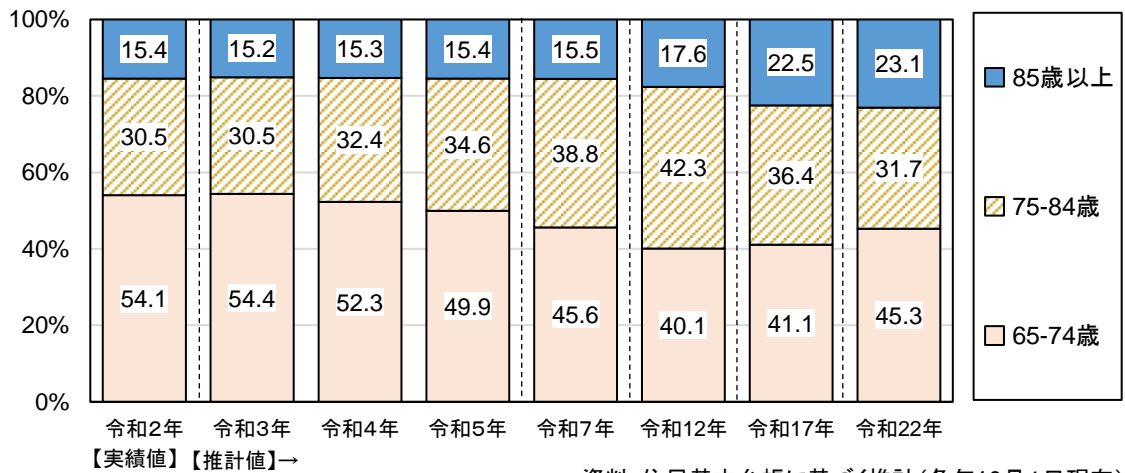
高齢者人口の推計をみると、およそ半数を占める65～74歳の高齢者は減少し、令和5年以降に2,000人を下回ることが見込まれます。

また、75歳以上の高齢者が占める割合は令和12年にピークを迎え、59.9%となり、2,399人となること見込まれます。

■高齢者人口の推計



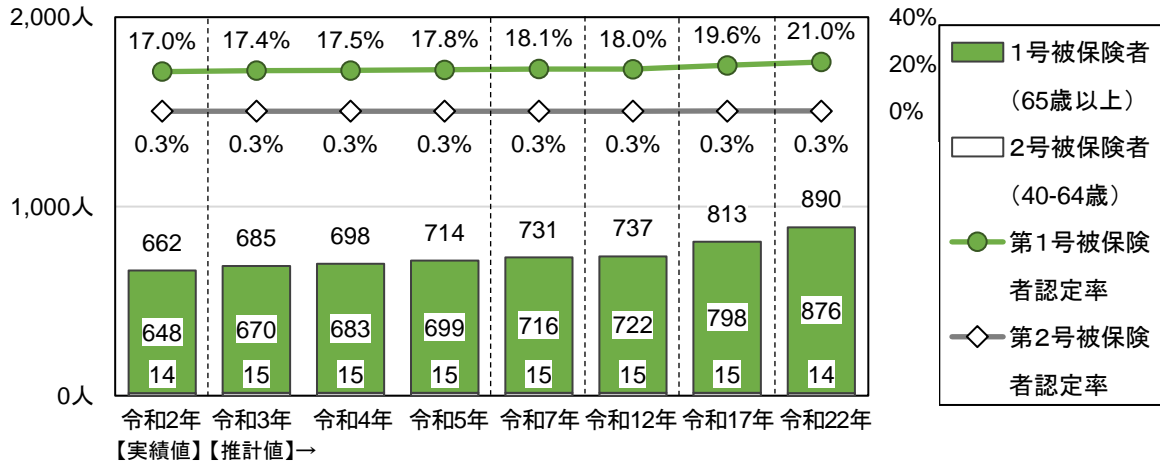
■高齢者人口の推計（構成比）



2 要支援・要介護認定者の推計

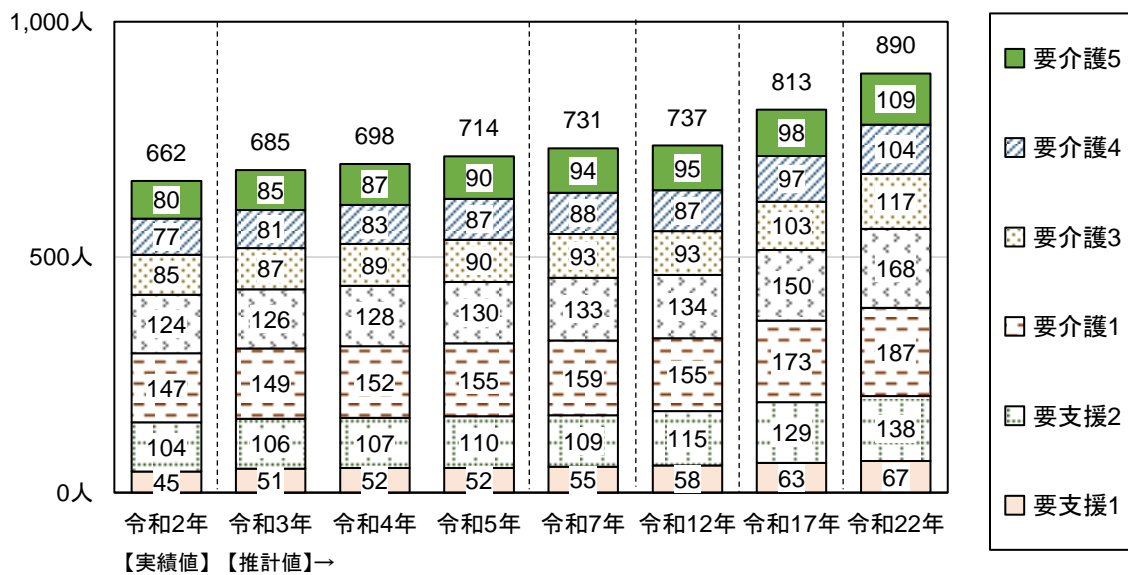
本村の要支援・要介護認定者数の推計をみると、計画最終年の令和5年には714人となり、認定率17.8%となることを見込まれます。

■要支援・要介護認定者数の推計



資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計（各年9月末現在）

■要支援・要介護認定者数の推計

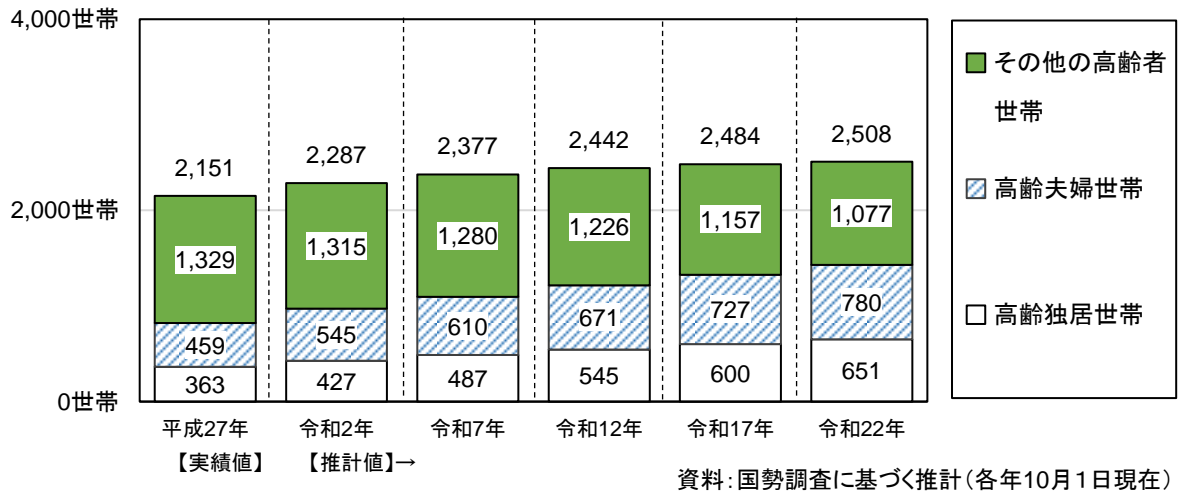


資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計（各年9月末現在）

3 高齢者世帯の推計

本村の高齢者世帯の推計をみると、年々増加を続け、令和7年に高齢者独居世帯は487世帯、高齢夫婦世帯610世帯となり、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年には高齢者独居世帯は651世帯、高齢夫婦世帯780世帯になると見込まれます。

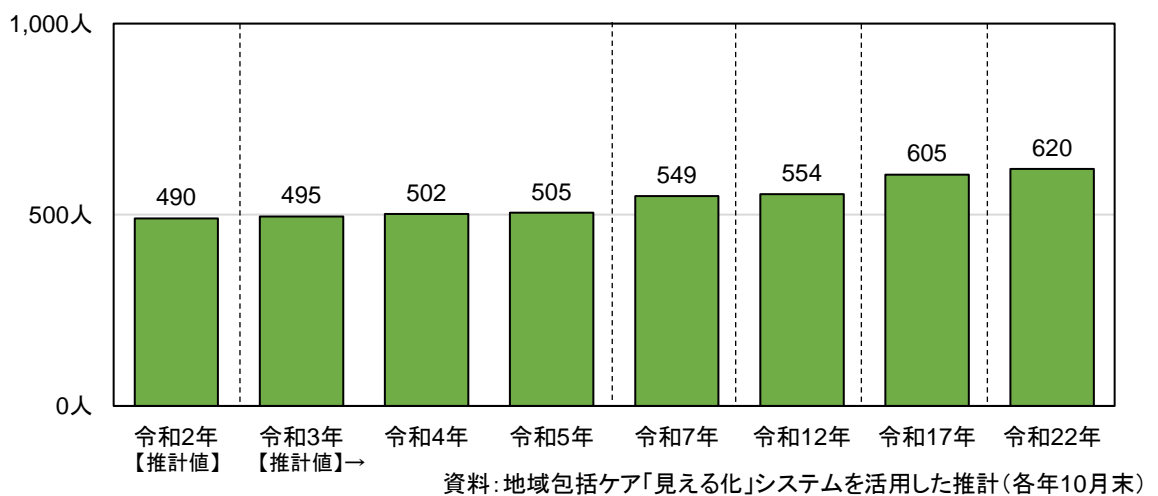
■ 高齢者世帯数の推計



4 認知症高齢者の推計

本村の認知症高齢者の推計（要支援・要介護認定者に対する認知症高齢者自立度Ⅱ以上の割合を人口推計に乗じて算定）をみると、年々増加を続け、計画最終年の令和5年に505人となり、令和12年に554人となります。また、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年には620人になると見込まれます。

■ 認知症高齢者の推計



第4章

計画の基本的な考え方

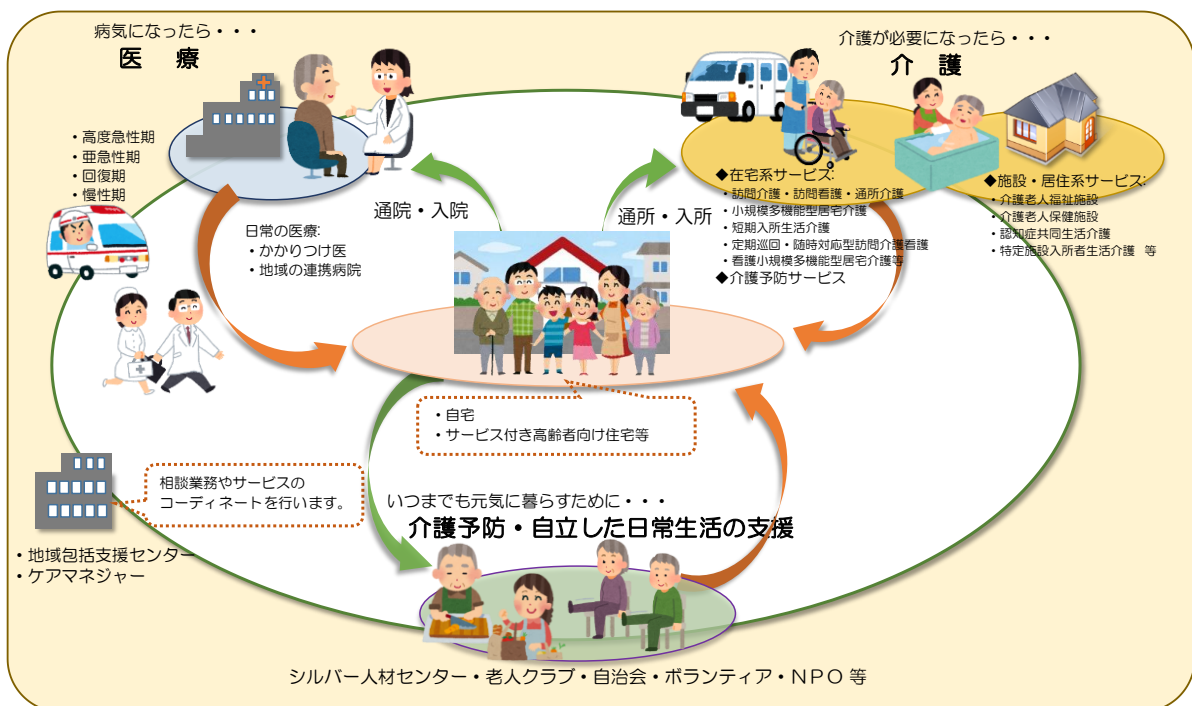
第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

健康で心豊かに、生きがいをもって安心して暮らせる村

本計画は令和7（2025）年までの中長期的な計画のため、第8期計画においても引き続き基本理念「健康で心豊かに、生きがいをもって安心して暮らせる村」を踏襲し、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続して営むことができるよう、「介護」・「予防」・「医療」・「生活支援」・「住まい」の5つのサービスを一体的に提供するための地域包括ケアシステムの構築をしていきます。

■地域包括ケアシステムのイメージ



2 基本目標

基本理念の実現、地域包括ケアシステムの構築に向け、4つの基本目標に掲げ、施策を展開します。

【基本目標1】在宅介護の推進

高齢者が必要な医療や介護を受けながら、住み慣れた地域でできるだけ長く生活を継続できるように、地域における介護・医療の連携を進め、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制を充実します。

また、介護需要の増加や多様な介護ニーズに対応し、高齢者が住み慣れた地域において日常生活を継続できるよう、家族の介護負担の軽減を図るとともに、高齢者に対する住まいの確保と生活の一体的な支援を目的とした介護サービスの整備等を図ります。さらに、介護サービスを支える介護人材の確保及び資質の向上を図るとともに、ICTの活用や文書負担の軽減等業務の効率化及び質の向上のための取り組みを進めていき、安定的な介護サービスを提供できるよう地域における介護基盤整備を推進します。

【基本目標2】介護予防の推進と地域包括ケアシステムの深化

高齢者が地域でいきいきと活動するためには、フレイル予防を始めとした介護予防の取組を推進し、高齢者自身の健康を維持することが重要です。また、高齢者が家庭や地域で安心して暮らしやすくするためには、それぞれの環境や生活状態等に応じて、必要な時に必要なところで、サービスが切れ目なく円滑に提供されるよう、高齢者の生活を支える医療・介護・予防・生活支援事業などの適切な組み合わせによる、地域包括ケアの確立が必要です。

こうした体制を支えるために、地域包括支援センターの機能を充実し、高齢者の在宅生活を支え、安心を提供する役割を果たすことができるよう、総合相談・支援の体制づくりを行うとともに、地域の社会資源と連携して、医療や介護、福祉、権利擁護などの様々なサービスがつながる地域包括ケアの深化・推進を図ります。

【基本目標3】認知症対策及び権利擁護の推進

認知症は、早期発見・早期対応により、進行を遅らせることができるとされており、軽度の状態から適切なマネジメントにより支援ができるような体制の整備を図るとともに、認知症に対する正しい理解を深める啓発活動を推進します。高齢者に対する虐待を防止する取組も重要になっており、早期発見と相談体制の充実を図ります。

【基本目標4】高齢者の主体的社会参画の促進

高齢者が健康づくりや介護予防に自ら取組めるよう支援を充実するとともに、高齢者本人への心身機能の向上を図るための介護予防事業の充実を図ります。

また、今後、さらなる高齢化社会を迎えるに当たり、高齢者が地域で生きがいを持って活動できるよう、各種関係機関と連携を図り、世代間の交流を含めた地域活動の情報提供やボランティア活動や就労的活動なども含めた高齢者の社会参加を促進し、いきいきと活動できる地域づくりを進めます。

3 計画の体系

《 基本目標 》	《 具体的事業 》
基本目標 1 在宅介護の推進	1 医療・介護の連携強化 (1) 在宅医療・介護連携の推進
	2 介護サービスの充実・強化 (1) 日常生活圏域の設定 (2) 介護サービスの基盤整備と供給量の確保 (3) 介護サービスの質的向上 (4) 介護人材の確保及び業務効率化の取組の強化 (5) 介護事業所等との連携による災害や感染症対策の推進
	3 介護保険制度の円滑な運営
基本目標 2 介護予防の推進と地域包括ケアシステムの深化	1 介護予防・生活支援サービスの充実 (1) 介護予防・生活支援サービス事業
	2 高齢者福祉事業の充実 (1) 徘徊高齢者等位置情報サービス (2) 生きがい活動支援通所事業（ミニデイサービス） (3) 緊急通報システム (4) 紙おむつ給付事業 (5) 火災報知器設置 (6) 家族介護慰労金支給事業 (7) 在宅ねたきり高齢者理美容サービス (8) 寝具洗濯乾燥消毒サービス (9) 一人暮らし老人保養事業 (10) 配食サービス (11) 福祉車両貸し出し事業 (12) 福祉タクシー利用補助事業 (13) バス利用促進敬老割引事業 (14) 住宅改造補修費補助事業 (15) 介護者用車両購入費補助事業 (16) 運転免許返納支援事業 (17) ごみ戸別収集事業
	3 高齢者を支える地域の体制づくり (1) 生活支援体制整備
	4 地域包括支援センターの機能強化 (1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 地域共生社会に向けた取組
	5 高齢者の住まいの確保と防災対策 (1) 高齢者が安心して暮らせる住まいの推進 (2) 災害等に対する支援体制づくり (3) 高齢者の交通安全
基本目標 3 認知症対策及び権利擁護の推進	1 認知症施策の推進 (1) 啓発普及・本人発信支援 (2) 認知症予防の推進 (3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 (4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
	2 権利擁護の推進 (1) 成年後見制度利用支援事業の充実 (2) 高齢者虐待の防止
基本目標 4 高齢者の主体的社会参画の促進	1 介護予防と健康づくりの推進 (1) 地域介護予防活動支援事業 (2) 一般介護予防事業評価事業 (3) 地域リハビリテーション活動支援事業 (4) 介護予防把握事業 (5) 介護予防普及啓発事業 (6) 健康づくりと生活習慣病予防
	2 社会参画の推進 (1) 高齢者団体の活動支援 (2) 社会参画・就労の場の提供

第5章

施策の展開

第5章 施策の展開

基本目標 1 在宅介護の推進

1 医療・介護の連携強化

慢性疾患を抱える高齢者や認知症高齢者の多くは、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持っており、在宅医療・介護が円滑に提供できる体制の構築は喫緊の課題です。

在宅医療・介護連携推進事業では住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域づくりを目標としています。

本村においては、平成28年度に設置した渋川地区在宅医療介護連携支援センターを中心に、医療と介護サービスを一体的に提供するための体制構築等を、近隣市町村、渋川地区医師会と共同で取り組んでいます。第7期計画においては、医療介護連携を進めるための地域課題の抽出及び対応策の検討の結果、関係者同士の顔の見える関係づくりを進めるとともに、地域住民に対する相談体制の整備、在宅医療介護に関する普及啓発、在宅療養に必要な医療体制の整備に取り組んできました。

令和2年にこれまでの8事業を踏まえつつPDCAサイクルに沿った取り組みを進めるために事業の見直しがされ、今後は新たな事業の進め方に沿って事業を推進しています。

第8期計画においては、在宅療養者の生活の場において、医療と介護の連携が求められる4つの場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）に沿った取り組みを進めていきます。

そのためには、第7期の取り組みから見てきた地域課題の改善に向け、これまで実施してきた事業により達成されてきた関係者同士の関係づくりをさらに発展させるため、実際の医療・介護連携の場面に即した研修の実施や入退院支援の強化等を進めるとともに、新たな地域課題の把握等を行います。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

①地域の医療・介護の資源の把握

村内の医療機関及び介護事業所へ各事業所の概要を取りまとめた一覧を配布し、各機関が地域資源を把握しています。

情報更新の頻度や利便性なども考慮した情報公開等の情報提供の方法を進めていきます。

②在宅医療・介護連携の課題の抽出

医療・介護関係者による多職種の会議を実施し、医療と介護連携を推進するための課題の抽出や対策の検討、関係者同士の情報共有やネットワークづくりを推進しています。

地域の医療・介護関係者による協議の場を定期的に開催し、PDCA サイクルに沿って、在宅医療・介護連携における課題の抽出及び対応策を行っていきます。

また、看取りや認知症、災害等への対応を進めていきます。

③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

医師会・介護関係者の協力のもと、在宅医療と在宅介護が切れ目なく一体的に提供される体制の構築について必要な取組を企画・立案します。

④在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域包括支援センターに地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の設置、運営を行い、地域の医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する事項の相談の受付を行います。

また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者相互の紹介を行います。

⑤地域住民への普及啓発

在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレット等の作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。

⑥医療・介護関係者の情報共有の支援

情報共有の手順を含めた情報共有ツールを整備するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。

⑦医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。また、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会の開催等を行います。

⑧対応策の評価・改善

群馬県による、在宅医療・介護連携推進のための技術的な支援や関係市町村等の連携、地域医療構想・医療計画との整合などの必要な支援を受け、連携して事業に取り組みます。また、渋川地区在宅医療介護連携支援センターと連携をとり、意見交換を行います。

2 介護サービスの充実・強化

高齢化の進行に伴う要介護認定者の増加により、介護サービスの必要量が不足しないよう利用者のニーズを把握し、事業者の参入を促しつつ必要なサービス量を確保します。

また、介護サービスについて、より地域に根ざした提供や質の向上を促進するとともに、サービスを必要とする方の適切な利用につながるよう、利用者を支援します。

(1) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活を続けることができるよう、高齢者と地域の実状に応じて介護サービス基盤を空間的に考える基本単位として設定するものです。特に、地域密着型サービスについては、その特性からサービス量を日常生活圏域ごとに見込むこととされています。

本村では、第8期においても、人口、面積、交通事情、各施設の整備状況等を考慮し、第7期計画に引き続き、村全体1圏域を日常生活圏域として設定します。

(2) 介護サービスの基盤整備と供給量の確保

① 居宅サービス／介護予防サービス

居宅サービスは、高齢者の住み慣れた自宅や地域での生活を支えるために最も利用の多いサービスとなっています。民間事業所等の参入促進など、引き続き介護・介護予防サービスの基盤を強化します。

また、リハビリテーションサービス提供体制の充実に向けた取組として、訪問リハビリテーションや介護老人保健施設等において効果的なリハビリテーションを行うことができるように、専門職の連携体制の強化を進め、医療介護連携に関する取組を進めます。

② 地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、高齢者が住み慣れた環境の中で安心して生活を継続できるよう、身近な地域でサービスを提供するもので、原則、村民のみが利用できます。

第8期においては、新たなサービス基盤の整備の計画はしていませんが、未実施のサービスも含めた全般的なニーズを把握し、事業者の参入促進をします。

③ 施設サービス

高齢化に伴い増加する、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者への対応や、家族介護者の負担軽減及び介護離職の防止などに向け、施設サービスへのニーズは高くなると予想されることから、施設の利用状況を把握し、必要なサービス量を確保します。

(3) 介護サービスの質的向上

村民への介護サービス環境の充実のためには事業所のスタッフの資質向上が不可欠です。サービス事業者による運営基準違反や介護報酬の不正請求、また、利用者への虐待行為等が疑われる場合、制度に則って、適正な指導・監督を行い、必要に応じて行政処分等を行います。

さらに、また、定期的な実地指導等を実施して、利用者の立場に立った適切なサービスの提供や事業所運営が行われるように、助言・指導を行います。

(4) 介護人材の確保及び業務効率化の取組の強化

厚生労働省が発表した「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」によると、令和7年に介護職員が全国で約38万人不足すると推計されています。本村でも、介護サービス量等を増加傾向で推計していることから、現状の介護職員数では足りなくなる恐れもあります。

本村では事業者を支援するために、介護支援専門員（ケアマネジャー）や介護事業者との意見交換、国が進めるICT・介護ロボットの活用の研究などを通して、介護人材の確保や定着について推進していきます。

(5) 介護事業所等との連携による災害や感染症対策の推進

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修・訓練の実施、必要な物資の備蓄・調達・輸送体制や支援体制を備えるなど災害・感染症対策を進めます。

3 介護保険制度の円滑な運営

介護保険制度の信頼を高め、持続可能な制度とするためには、介護給付を必要とする人を適正に認定し、受給者が過不足のない真に必要とするサービスを事業者が適切に提供することが重要です。本村では、国の「介護保険適正化計画に関する指針」に基づき、群馬県と整合性を図りながら、限られた資源を効率的・効果的に活用するため「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要5事業について介護給付適正化の取り組みを進めていきます。

事業名	内容
介護認定の適正化	・要介護認定に係る認定調査の内容について村が書面の審査を通じて点検し、適正かつ公平な要介護認定の確保を図ります。
ケアプランの点検	・介護支援専門員が作成したサービス計画（ケアプラン）の記載内容について点検及び支援を行い、真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。
住宅改修等の点検	・住宅改修や福祉用具購入・貸与を必要とする受給者の実態確認や見積書の点検、訪問調査の実施を通じて、受給者に必要な生活環境の確保、給付の適正化を図ります。
医療情報との突合・縦覧点検	・医療保険情報との突合点検・介護報酬支払情報の縦覧点検の実施を通じて、誤請求・重複請求などを排除し適正な給付を図ります。
介護給付費通知	・受給者に介護報酬の請求及び費用の給付情報を通知することで、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供並びに普及啓発を図ります。
実地指導事業	・村が指定権者となっている事業所に対し、関係法令の規定に基づき、事業者への支援を基本に実地指導を実施し、介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ります。

【実績と見込】

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護認定に係る 書面審査の割合	%	100	100	100	100	100	100
ケアプランの点検 事業所数	事業所数	0	0	4	3	4	3
住宅改修等の点検件数 (現地確認)	件	0	1	1	2	3	3
医療情報との突合・縦覧 点検回数	回	12	12	12	12	12	12
介護給付費通知回数	回/年	2	2	2	2	2	2
実地指導実施事業所数	事業所数	2	0	0	3	2	2

基本目標 2 介護予防の推進と地域包括ケアシステムの深化

1 介護予防・生活支援サービスの充実

高齢化の進行にともない、一人暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者など、地域において支援を必要とする高齢者が増加し、地域の支え合いがますます重要となっています。

また、高齢者が地域でいきいきと活動するためには、フレイル予防を始めとした介護予防の取組を推進し、高齢者自身の健康を維持することが重要です。

これらの課題に対応するため、本村では平成 28 年 1 月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を実施しています。

総合事業は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業から構成されており、自立支援・重度化防止に資する取組として、介護予防・生活支援サービス事業では、訪問型・通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントを実施しています。

一般介護予防事業については、健康寿命の延伸と生活の質の維持向上を図るという、介護予防の普及啓発を目的として、介護予防教室等を実施してきました。

また、元気高齢者に対する健康増進事業との連携や保健事業との一体的実施の取組を進めていくことで、より幅広い対象に対して介護予防の取組を行い、健康寿命の延伸に取り組みます。

国では、令和 7 年（2025 年）までに高齢者の 8%が何らかの通いの場へ参加することを目標としていますが、令和 2 年の時点において本村では高齢者の 8.1%（介護予防・日常生活圏域二一ズ調査）が参加しているという調査結果を踏まえ、今後も自立支援・重度化防止の取組を進めるために、各事業の実施状況を把握し、事後評価を行うとともに、多様な主体によるサービス提供体制の構築を進めます。

また、総合事業を利用できるのは、要支援認定者等に限定されていますが、要介護認定を受けると、それまで受けていた補助によるサービスの利用ができなくなるため、本人の希望を踏まえて、介護保険の給付が受けられることを前提としつつ、対象者の弾力化を行うという法改正がされたことを踏まえながら、村の総合事業に取り組んでいきます。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者や事業対象者が利用する訪問及び通所サービスとして、「介護予防・生活支援サービス事業」の訪問型サービス、通所型サービスを実施しています。

また、サービスの利用を計画作成する「介護予防ケアマネジメント」を地域包括支援センターが実施しています。

①第1号訪問事業（訪問型サービス）

ア 訪問型サービス（独自）

従前の介護予防訪問介護と同様のサービスで、ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の介護をするサービスです。

【実績と見込】 延べ人数

		第7期実績			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人	436	347	346	350	450	450

イ 訪問型サービス A（緩和）

現行相当サービスと比較して人員配置基準や資格要件等を緩和した基準の訪問型のサービスになります。

ウ 訪問型サービス B（生活支援サービス）

ボランティアが主体となり、買い物代行やゴミ出し等、軽微な家事を支援するサービスです。

エ 訪問型サービス C（短期集中予防サービス）

運動・栄養・口腔の機能向上を目的に、専門職が自宅に訪問し、3～6か月の短期間で機能改善に取り組むサービスです。

②第1号通所事業（通所型サービス）

ア 通所型サービス（独自）

従前の介護予防通所介護と同様のサービスで、介護施設に通い、食事・入浴等の日常生活支援や、機能訓練等を提供するサービスです。

【実績と見込】延べ人数

		第7期実績			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人	980	842	675	700	800	900

イ 通所型サービスA（ミニデイサービス）

生活機能の改善や閉じこもり予防を目的とした介護予防プログラムを社会福祉法人等に委託して提供するサービスです。

ウ 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

運動機能や認知機能の向上、栄養改善を目的としたプログラムを3～6か月の短期間に、医療法人等が運営する事業所に通所して取り組むサービスです。

2 高齢者福祉事業の充実

高齢者独居世帯や高齢者夫婦世帯が増え、また、高齢者人口の増加にともなう認知症高齢者の増加も予測されることから、多様な支援の必要な方や、見守りを必要とする方も増加すると予測されます。

生活支援サービスは、ともすればひとり暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者などに集中しがちでしたが、本来もっと広い範囲の高齢者が、一人ひとりの選択に基づいて利用するサービスとならなければなりません。

そこで、高齢者の生活及び介護をしている家族の生活を支援するためにも、介護保険制度による法定サービスとともに、それを補完する様々なサービスを今後も充実していく必要があります。

(1) 徘徊高齢者等位置情報サービス

認知症等により徘徊のおそれのある方に対し、GPS 機器を無償で貸与し、位置情報の提供を行います。

▶対象者：認知症等により徘徊のおそれのある方

(2) 生きがい活動支援通所事業（ミニデイサービス）

榛東村福祉センター・しんとう温泉にて生活指導及び趣味活動等の各種サービスの提供を行います。

▶対象者：一人暮らし高齢者、または昼間高齢者のみになる世帯の方で、一人で外出が困難な方

(3) 緊急通報システム

病気等を患っており急病や転倒の危険性がある高齢者に対し、緊急通報装置を貸与し、緊急時に業者の助けを呼ぶことができる制度です。また、12 時間動きがなかった場合に自動的に業者に通報される監視機能装置も希望により併せて設置します。

▶対象者：虚弱な一人暮らしの方、高齢者のみの世帯

(4) 紙おむつ給付事業

寝たきり又は認知症の高齢者等を在宅で介護する家族に対し、在宅介護の負担を軽減するために紙おむつを給付します。

▶対象者：在宅で寝たきり又は認知症の高齢者、重度身体障害者で常時失禁状態の方

(5) 火災報知器設置

防火等の配慮が必要な高齢者宅に、火災報知器を設置します。

▶対象者：心身機能の低下に伴い防火などの配慮が必要な一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯（住民税非課税世帯）

(6) 家族介護慰労金支給事業

年間を通じて要介護3及び4・5の高齢者を在宅にて介護している介護者に対し、慰労金を支給します。

▶対象者：在宅で寝たきり又は認知症高齢者等を介護している方

(7) 在宅ねたきり高齢者理美容サービス

寝たきり高齢者への出張理容・美容サービスに対して助成をします。

▶対象者：在宅で寝たきりの状態にある65歳以上の方

(8) 寝具洗濯乾燥消毒サービス

寝たきりの方等の寝具の衛生管理のため、年3回、水洗い及び乾燥消毒車による寝具の乾燥・消毒サービスが無料で受けられます。

▶対象者：寝たきり、一人暮らし高齢者、重度身心障害者

(9) 一人暮らし老人保養事業

温泉等の旅行へ出かけ、心身のリフレッシュを図ります。

▶対象者：一人暮らし高齢者（70歳以上）

(10) 配食サービス

70歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯に対し、最大週3回、委託を受けた業者が自宅に食事を届け、見守りを行います。

▶対象者：一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯（住民税非課税世帯）

(11) 福祉車両貸し出し事業

在宅の要介護高齢者の家族に対して、スロープ付きの自動車の貸し付けを行います。

▶対象者：在宅の要介護高齢者

(12) 福祉タクシー利用補助事業

公共交通機関の利用が困難な交通弱者に対し、タクシーを利用した場合の運賃に対する補助を行います。

▶対象者：70歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯、心身障害者、その他

(13) バス利用促進敬老割引事業

バスを利用する65歳以上の方に対し、バスカード購入に対する補助を行います。

▶対象者：65歳以上の方

(14) 住宅改造補修費補助事業

高齢者の安全・利便を配慮し、家屋をバリアフリーにするための住宅改修を行う場合に補助金を交付します。

▶対象者：60歳以上の方のみ世帯で住民税非課税世帯等その他条件あり

(15) 介護者用車両購入費補助事業

寝たきりの高齢者を家族が外出させる時に使用する介護用車両の購入及び既に保有している車両の介護用車両化の改造に対し補助金を交付します。

▶対象者：65歳以上の日常的に車いすを利用する方又はその家族

(16) 運転免許返納支援事業

運転免許証の自主返納を行った高齢者に対して支援を行います。

▶対象者：65歳以上の方で運転免許証の返納から1年以内の方

(17) ごみ戸別収集事業

可燃・不燃・資源ごみを最寄りの集積所に持っていくことが困難である世帯に対し、戸別収集及び安否確認を行います。

▶対象者：高齢者または寝たきり等で構成される世帯で、外部からごみ排出の支援が受けられない世帯

3 高齢者を支える地域の体制づくり

高齢者の様々な生活支援ニーズに対応していくため、既存の福祉や介護のサービス提供だけでなく、村が中心となり地域の住民をはじめボランティア、民間企業、地縁組織等多様な主体が生活支援サービスを提供できるような地域づくりと高齢者の社会参加の促進を推進します。

(1) 生活支援体制整備

①協議体の運営支援

生活支援サービスの体制整備に向け、多様な主体の参画が効果的な取り組みにつながるよう村が主体となって定期的な情報の共有・連携強化の場として協議体（榛東村地域ささえあい協議体）の運営を支援します。

②生活支援コーディネーターの活動支援

地域課題の検討や新たなサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者が担い手として活動する場の提供等を支援する生活支援コーディネーターを配置します。

生活支援コーディネーターが中心となり、関係者間の情報共有や地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等生活支援体制を整備します。

また、高齢者の社会参加等の促進する観点から就労的活動支援コーディネーターの配置を進めていきます。

③生活支援サービスの充実

社会福祉協議会と連携し、日常の買い物やゴミ出し等軽度な家事支援を行います。

支援を必要としている高齢者の把握を行い、適宜サービスが提供できるよう、社会福祉協議会や社会福祉法人等と協働し、ボランティア等の養成を図ります。

4 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が、地域で尊厳を持って、自立した日常生活を送ることができるよう総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント事業等の各事業について、一体的、総合的に取り組んでいます。

地域包括ケアシステムの構築に向け、その中核的な機関である地域包括支援センターを適切に運営し、多様な機関との連携協働によるネットワーク体制の充実を図っています。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムを構築し、かつ有効に機能するために、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、認知症地域支援推進員がその専門知識や技能を互いに生かしながらチームで活動します。また地域住民や関係機関と地域のネットワークを構築しつつ、地域包括支援センター運営協議会等の意見を踏まえて、個別サービスのコーディネートを行う「地域の中核機関」として機能の充実を図ります。

今後も、相談の増加が予想されるため、地域包括支援センターを周知し、情報提供・相談対応を図るとともに、積極的に地域へ出向き、生活支援へ結びつけていく活動を行っていきます。

また、医療・介護・保健・福祉等関係機関や様々な社会資源との連携・協力体制を充実するとともに、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種以外の事務職等の配置も含め、必要な体制を検討し、その確保に取り組みます。

①総合相談支援事業

地域に住む高齢者に関する様々な相談を窓口、電話、訪問で対応し、適切な機関や制度、サービスにつなぎ、継続的に支援をするワンストップサービスの拠点として機能します。

また、広報やチラシ等を利用した周知啓発をします。

【実績と見込】

		第7期実績			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	件	181	561	1,100	1,150	1,200	1,250

②権利擁護事業

ア 高齢者虐待の防止及び対応

虐待相談の窓口の周知し、相談しやすい環境を整え、虐待の早期発見、早期対応を図ります。

地域住民や民生児童委員等、関係機関に対して虐待について啓発を行い、早期発見や未然の防止を図ります。

イ 消費者被害の防止及び対応

消費生活センターと連携し、消費者被害に関する情報の把握や、住民の啓発を行い、消費者トラブルの早期発見や被害を防止し、安心して暮らせる地域を進めます。

ウ 認知症高齢者等の支援

認知症の進行等により判断能力の低下から生活の質が低下し、人権等の侵害や生命の危機に陥ることが心配される場合、高齢者の権利を擁護するために、成年後見制度利用事業や日常生活自立支援事業等が利用できるように関係機関と連携します。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援

村内のケアマネジャーのネットワークを構築するため、制度や地域情報の提供や、事例検討、研修会を通じてケアマネジメント力の向上、処遇困難事例に対する支援体制を強化します。

④地域ケア会議の充実

医療機関や介護サービス事業者、職能団体等高齢者支援に関わる専門機関とネットワークを構築し、情報の共有や地域課題の検討、課題を行政へ提言、ケアマネジャーの資質の向上に資するよう地域ケア個別会議を開催します。

【実績と見込】

		第7期実績			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア会議 開催回数	回	1	3	3	4	4	5

⑤介護予防ケアマネジメント事業

指定介護予防支援事業者として、要支援認定者に対して介護予防サービス等の利用により自立した日常生活を送ることを目的にケアプランを作成します

また、地域包括支援センター業務の適正運営を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業の利用支援（ケアマネジメント）業務の委託を行いやすい環境整備を推進していきます。

(2) 地域共生社会に向けた取組

近年、少子高齢化の進行や晩婚化、出産年齢の上昇、障がい者の高齢化等に伴い、いわゆる「8050問題(80歳代の高齢者が50歳代の引きこもりの子どもの生活を支える問題)」や「ダブルケア(同じ世帯で、中学生以下の子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態)」に代表されるような複数の問題を同時に抱える世帯が増加する等、福祉に関するニーズは複雑化かつ多様化しています。

このような問題にも対応するため、介護・障がい・子育てなどの各分野を包括的に支援する体制を整備していく等、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

関係機関のネットワークを活かしながら、初期段階の相談対応から、継続的・専門的な援助まで対応する総合的な相談・支援を通じて、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助を行います。

5 高齢者の住まいの確保と防災対策

地域や関係機関との連携を図り、災害時・緊急時に迅速かつ的確な対応が図れるよう高齢者等の災害時要援護者支援の取り組みを推進します。

高齢者の地域生活における安全を確保するため、交通安全対策や地域との連携による防犯対策の取り組みを推進します。

(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいの推進

① サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホーム

サービス付き高齢者向け住宅は、「高齢者住まい法」の改正により創設された高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。

高齢者の住まいの多様性を確保する視点から、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅事業所と連携するとともに、誘致等についてはニーズを踏まえて検討します。また、必要な人への情報提供等適切な支援をします。

■ 設置状況及び予定

施設の種類	設置状況
有料老人ホーム	5 か所
サービス付き高齢者向け住宅	1 か所

② 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由により、在宅での援護を受けることが困難な高齢者、また、在宅での生活に不安があり、家族等の援助が得られない虚弱高齢者に対し、入所支援を行います。また、窓口における生活の場に関する相談支援を継続して実施します。

③ 公共施設のバリアフリー

高齢者が安全かつ安心して外出できるよう、歩道の段差解消や、既存の公共施設、道路のバリアフリー化を引き続き進めていきます。

④ 公共交通の維持・確保

今後も公共交通の担当課と連携し、移動に関するニーズを把握するとともに、公共施設や通いの場への移動等必要に応じて利便性の向上を進めていきます。

(2) 災害等に対する支援体制づくり

① 災害時要支援者支援体制の整備

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障害のある人等、災害時に支援の必要な高齢者を把握するため、「避難行動要支援者名簿」への登録・更新を促進し、災害時に活用できるように整備します。

平常時から高齢者や障害者等と接している地域包括支援センター、民生児童委員、ケアマネジャー、福祉サービス提供事業者等の福祉関係者や医療機関とも連携を図り、「避難行動要支援者名簿」登録者の安否確認・避難誘導の方法や支援体制を整備します。

② 地域防災計画等との連携や感染症対策

地震や台風等による災害が発生した場合、地域防災計画等に従い、高齢者等の避難支援や高齢者施設等の被災状況の確認等の対応を行います。

避難支援にあたって、一般の避難所での生活が困難と考えられる高齢者については、福祉避難所の対象者として支援を行います。

近年の新型コロナウイルス感染症拡大にあたり、「新しい生活様式」等感染症拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備に取り組みます。

(3) 高齢者の交通安全

高齢者等に配慮した交通安全施設を整備するとともに、高齢者の交通安全教室等を継続的に実施し、交通安全意識の向上を図ります。

また、関係機関と連携して、高齢者の自動車運転免許証返納の啓発を実施するとともに、返納しやすい環境づくりに取り組んでいきます。

基本目標3 認知症対策及び権利擁護の推進

1 認知症施策の推進

近年、認知症高齢者の増加とともに認知症への関心が高まっています。

しかし、認知症に対して誤った情報によりさまざまな誤解や偏見が存在しているため、住民一人ひとりに認知症に対する正しい理解を広めることが重要です。

国では「認知症施策推進大綱」を策定し、団塊の世代が75歳以上となる令和7年までに、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を政府一丸となって進めていくことが示されています。

本村においても認知症高齢者等にやさしい地域づくりを展開していくため、地域の実情に応じた認知症施策の推進を図ります。

※共生：認知症の人が、尊厳と希望をもって認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味。

※予防：認知症にならないという意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を穏やかにする」という意味

(1) 啓発普及・本人発信支援

① 認知症サポーターの養成及び活動支援

認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を見守り支援する「認知症サポーター」を養成しています。

これまで、主に地域住民を対象とした講座を実施してきましたが、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのため、高齢者と日常的に接する機会の多い職域や小学生・中学生などに対する養成を進めます。

さらに、ステップアップ講座を開催し、認知症カフェの運営や認知症の人や家族を支える人材を育成します。

② 認知症に関する普及啓発

認知症に関する正しい知識の普及を図るため、講演会や広報誌等により情報発信を行います。

また、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめた「認知症ケアパス」を作成し、有効に活用できるよう普及啓発を行います。

③ 認知症の本人からの発信支援

認知症の本人からの声を聞く機会が増えるよう、地域で暮らす本人と共に認知症に関する正しい知識の普及啓発を推進します。

(2) 認知症予防の推進

① 認知症予防活動の推進

国の認知症施策推進大綱における「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

認知症の予防には、生活習慣の見直しが有効であるため、認知症予防のための教室等の開催により、早期の対応をします。

また、閉じこもりが認知症の要因となることから、介護予防事業の活用により、認知症の重症化の防止に取り組みます。

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

① 認知症地域支援推進員の配置

地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う「認知症地域支援推進員」を配置しています。今後も、推進員の配置と活動支援を通じて、認知症の人や家族の支援する体制の充実を図ります。

② 認知症カフェの実施

認知症の方やその家族、地域住民、専門職などが集い、交流や情報交換ができる通いの場である認知症カフェの開催や運営を支援していきます。

③ 認知症初期集中支援チーム

認知症の早期発見・早期対応に向けた取組として、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族をチーム員が訪問し、適切な医療や介護サービスの導入、家族支援などの初期支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポート体制を平成29年度から行っています。今後も必要な人に支援が出来るようにするため、普及啓発を行います。

④ 相談窓口の周知（認知症ケアパスの活用）

今後、当事者や家族の意見なども確認しながら、村民にとって分かりやすく活用しやすいガイドブックとして適宜、情報の更新及び見直しを行い、ホームページや広報誌等で、村民への認知症に関する情報提供及び相談窓口を周知します。

(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

① 認知症バリアフリーの推進

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、地域での見守り、各機関で気になったことをつなぐ体制、地域づくりを徹底し、認知症高齢者及びその家族に対する支援を行います。

また、認知症になっても、地域の一員としての役割をもった人格を尊重し、安心して地域で暮らし続けていくための地域づくりを進めていきます。

② チームオレンジの設置

認知症の人やその家族が必要とする支援ニーズと認知症サポーターをつなげる仕組み（チームオレンジ）の設置に向けた取組を推進するため、準備を行っていきます。

認知症サポーターのスキルアップを図りながら、認知症の人とサポーターとの間のコーディネーターの役割を担う認知症地域支援推進員を中心に、認知症サポーターが地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを行います。

「チームオレンジ」：ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームをつくり、認知症の人や家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みで令和7年までに全市町村に設置することになっています。

【実績と見込】

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成数(延人数)	人	57	63	0	270	270	270
認知症サポーター養成回数	回	3	3	0	4	4	4
認知症カフェの実施	実施か所	1	1	1	1	1	1
認知症初期集中支援チーム数	か所	1	1	1	1	1	1
認知症地域支援推進委員数	人	2	2	2	3	3	3

2 権利擁護の推進

すべての高齢者が、個人としての尊厳を保ち、自分らしく人生をおくることができる社会を進めます。特に、介護を必要とする高齢者、認知症を有する高齢者について、その尊厳が傷つけられることがないよう権利擁護や虐待を防止します。

(1) 成年後見制度利用支援事業の充実

① 成年後見制度の普及啓発

事業の周知を図るとともに、関係機関との連携を図り、適切な制度利用や権利擁護が行える体制づくりを進めます。

② 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握し、相談及び助言、任意後見制度の普及、申し立てを行える親族のいない場合は村長申し立て等、専門職と連携し、必要な措置を講じます。

③ 日常生活自立支援事業の利用促進

判断能力が不十分な認知症高齢者等が、適切な介護や福祉サービスの利用ができるよう群馬県社会福祉協議会が実施している金銭管理等サービスにつなぎ、日常生活を支援します。

(2) 高齢者虐待の防止

① 高齢者虐待に関する知識・理解の啓発

地域包括支援センターを中心として、広報や研修会等を実施し、虐待に関する知識の普及を図るとともに、民生委員・児童委員、介護サービス事業者等関係機関と連携を図りながら、虐待を早期発見します。

② 高齢者虐待の早期発見・早期対応

虐待に関する相談支援の窓口などの周知を図ります。
また、通報等を受け、虐待対応マニュアルに沿って、虐待の有無や対応について判断し、必要に応じて高齢者と養護者保護のための措置を講じます。

③ 要介護施設従事者等による虐待の対応

要介護施設従事者等による虐待の通報を受けた場合は、当該施設の協力を得て事実確認を行い、確認された場合は県に報告を行います。
また、施設職員の介護の質を向上するよう研修会等の開催を支援します。

基本目標 4 高齢者の主体的社会参画の促進

1 介護予防と健康づくりの推進

地住民主体の介護予防活動の支援やリハビリ専門職と協働の介護予防活動などを推進します。

介護予防・生活支援サービス事業と、連続的かつ一体的に実施し、高齢者が日常生活の自立支援を維持できるよう、相互に緊密な連携を図ります。

また、介護予防事業や高齢者の保健事業を一体的に実施することにより、フレイル（虚弱）状態の高齢者を適切な医療や介護サービスにつなげ、疾病予防・重症化予防の促進を図ります。

さらには、高齢者の健康づくり施策の推進について、保健事業との一体的な取組を推進し介護予防や健康づくりに関する周知・啓発を図るとともに、主観的幸福感を高めるための生きがいづくりや通いの場の拡充等の取り組みを行っていく必要があります。

そのため、榛東村健康増進計画をはじめ保健分野関連計画との連携、整合を図ります。

（1）地域介護予防活動支援事業

①地域づくりによる介護予防事業の推進

地域において、自主的な介護予防につながる活動が広く展開できるよう、住民主体の通いの場で活動する介護予防サポーター（ボランティア）の育成やサポーター研修等を開催し、継続的な支援をします。

また、介護予防サポーターが通いの場等で活動を行った場合にはポイントを付与し、活動を継続できるように支援します。

さらに、村内での特徴として、送迎希望者が多く、教室に通うための手段の確保が必要となっていることから、移動手段について協議を進めます。

②多様な主体による居場所づくりの支援

住民、介護予防サポーター、介護事業所等多様な主体による週1回以上の高齢者の居場所について、開催箇所を拡充していきます。介護予防サポーター等が居場所を継続して実施できるように支援します。

また、住民主体の支え合い活動を行いたい人や団体に対し、活動の立ち上げ、組織づくり等支援します。

(2) 一般介護予防事業評価事業

地域づくりの視点から介護予防・生活支援サービス事業の評価指標を設定し、取り組んでいきます。

(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、専門職団体等と連携して通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

(4) 介護予防把握事業

地域の関係機関や民生委員等との連携のもと、要介護状態等となるおそれの高い状態にある高齢者を早期に発見し、適切な介護予防事業につなぎます。

今後は特定健診等を実施している保健部門との連携を強化し、国保データベース等を活用した地域の状況把握をします。

(5) 介護予防普及啓発事業

普及啓発のための、各種介護予防教室・パンフレット作成を行います。現在、新型コロナウイルスの影響により、多くの事業が縮小されていますが、自宅で行える運動の取組など、新しい生活様式に基づいた形での介護予防にも取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により参加者数は減少しています。そのため、令和5年までに令和元年度時点の水準に戻せるように事業の周知などをします。

【実績と見込】

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防教室 (はつらつ教室)	か所	6	7	7	7	8	8
介護予防教室参加数	延人数	4,585	4,238	100	500	2,000	4,000

(6) 健康づくりと生活習慣病予防

①健康相談

保健師・管理栄養士等が健康に関する必要な指導と助言を行うとともに、心身の健康に関する個別相談を実施します。県と協力し精神科医による心の相談も実施します。

②健康教室

医師・歯科医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士等による講話や実技指導を行い、生活習慣病の予防等健康に関する正しい知識や技術の普及・啓発を行います。

③歯と口腔の健康づくり

むし歯や歯周病、オーラルフレイルの予防を図り、肺炎等の疾病予防につなげるため、かかりつけ歯科医をもち定期健診を受けることを勧奨します。

また、介護予防事業や健康教室、健康相談を通じて歯と口腔の健康づくりを支援します。

さらに、後期高齢者医療広域連合が実施する75歳の歯科健診を推進します。また、未受診の要介護認定者には歯科医師会に委託された訪問歯科健診の受診勧奨を行います。

④啓発活動

健康についての意識向上と自主的な取り組みを促すため、広報等を通じて、健康に関する情報提供を行います。またイベントを通じ、健康づくりへの関心を高めます。

⑤予防接種

重篤化を防ぐため定期接種に定められている高齢者肺炎球菌、インフルエンザワクチンの接種しやすい体制を整備します。

⑥保健分野関連計画との連携

「榛東村健康づくり計画」等保健分野関連計画との連携・整合を図ります。

また、介護予防事業や高齢者の保健事業を一体的に実施することにより、フレイル（虚弱）状態の高齢者を適切な医療や介護サービスにつなげ、疾病予防・重症化予防の促進を図ります。

⑦群馬県立県民健康科学大学との連携による健康づくり推進

本村では平成29年3月に群馬県立県民健康科学大学と村で健康づくり推進に関する協定を締結しています。

【連携協力事項】

- ・ 特定健康診査の結果等の健康に関する情報の分析や調査研究及び保健指導等に関すること。
- ・ 調査研究結果や最新の知見、健康情報等の定期的な情報交換に関すること。
- ・ 健康づくり対策事業に関すること。
- ・ 健康寿命の延伸県民運動「ぐんま元気(GENKI)の5か条」の推進に関すること。
- ・ その他、上記の目的達成のため必要な事項に関すること。

2 社会参画の推進

高齢者が生きがいを持って充実した高齢期を過ごすことができるよう地域活動に関する情報提供の充実を図り、村内に点在している資源等を活用した社会参加の機会と場の提供をします。

(1) 高齢者団体の活動支援

① 長寿会の活動支援

高齢者の仲間づくりやいきいきサロン活動を通じて健康づくりの推進のための活動支援や運営費の補助を行います。

また、生きがいづくりのための「総合事業の生活支援の担い手」としての活躍も期待されます。

(2) 社会参画・就労の場の提供

① 就労機会の拡大

団塊の世代の高齢期への移行や改正高年齢者雇用安定法の施行を踏まえ、高齢者が豊富な知識と経験を生かして積極的に地域で活躍できるように職域の開拓や就労形態の工夫等、シルバー人材センターが行う取り組みを支援します。

また、就労支援コーディネーターを配置し、ハローワークや人材紹介会社、農協、商工会等と連携を図りながら、就労についての幅広い情報を収集し、個別の就労支援を行います。

② 高齢者能力活用センター事業

補助的、短期的な就業を通じて高齢者の生きがいの充実や地域の人々との交流を図ります。

③ 地域貢献活動・地域参加の促進

定年退職した団塊の世代や高齢者が、知識や経験を生かして、地域で活躍できるよう地域活動やボランティア等に参加する機会の創出や活動の場を担当課と連携し提供します。

④ 生涯学習の機会の確保

団塊の世代や高齢者の地域活動への参加を促進するため、地域団体等に関する情報を提供します。

第6章

介護保険等サービス見込量・介護保険料

第6章 介護保険等サービス見込量・介護保険料

1 介護サービスの見込量等

(1) 居宅サービス

できる限り住み慣れた地域で生活ができるよう要介護認定者に対し、ケアプランに基づいた居宅サービスを提供しています。要介護認定者数及びサービス利用量は年々増加してきており、今後も増加が見込まれることから、ニーズに応じた提供体制を確保していきます。

① 訪問介護

介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅に訪問し、入浴、食事、排せつ等の身体介護や調理及び清掃等の生活援助を行うサービスです。

【実績と見込】（人/月）

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	59	65	64	66	69	72	74	93

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

寝たきり等で入浴が困難な人の居宅を訪問し、浴槽を持ち込んで入浴介護を行うサービスです。

【実績と見込】（人/月）

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	7	7	6	8	8	9	9	11
予防	人	0	0	0	0	0	0	0	0

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の指示書に基づき、看護師等が訪問して療養生活の支援または必要な診療補助を行うサービスです。

【実績と見込】（人/月）

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	34	42	48	46	47	48	48	60
予防	人	7	7	5	6	6	7	6	8

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士等が居宅に訪問し、身体機能の維持・改善を図るためのリハビリテーションを行うサービスです。

【実績と見込】（人/月）

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	1	1	0	1	1	1	1	1
予防	人	2	2	2	2	2	2	2	2

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して療養上の管理と指導を行うサービスです。

【実績と見込】（人/月）

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	62	59	63	67	70	70	72	89
予防	人	3	1	2	2	2	3	2	3

⑥通所介護

デイサービスセンターに通い、入浴、排せつ、食事等の介護等の日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

【実績と見込】（人/月）

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	145	140	135	147	148	151	159	202

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や、病院・診療所に通い、心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他のリハビリテーションを行うサービスです。

【実績と見込】（人/月）

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	56	56	57	54	57	58	59	76
予防	人	25	27	27	27	27	28	28	35

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期間入所し、その施設で入浴、排せつ、食事等の介護等の日常生活上の支援を行うサービスです。

【実績と見込】（人/月）

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	33	27	26	33	34	35	35	43
予防	人	1	1	0	1	1	1	1	1

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

老人保健施設等に短期間入所し、日常生活上の世話、医療、看護、機能訓練等を行うサービスです。

【実績と見込】（人/月）

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	4	5	4	6	6	6	6	7
予防	人	1	1	0	1	1	1	1	2

⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立、介護者の負担の軽減や機能訓練のため、車いすやベッド等の福祉用具を貸し出すサービスです。

【実績と見込】（人/月）

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	166	174	177	177	181	187	190	230
予防	人	69	69	72	68	68	69	70	89

⑪特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

住み慣れた住宅で、自立した生活ができるよう腰かけ便座や入浴補助用具を購入した場合、その費用の一部を支給するサービスです。（上限額は10万円です。）

【実績と見込】（人/月）

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	2	2	1	2	2	2	2	3
予防	人	1	1	1	1	1	1	1	1

⑫住宅改修費・介護予防住宅改修費

転倒防止や自立しやすい生活環境を整えるため、自宅の手すりの取り付け、段差の解消、スロープの設置、洋式便座への交換等小規模な住宅改修費の一部を支給するサービスです。
(上限額は20万円です。)

【実績と見込】 (人/月)

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	2	2	2	2	2	2	2	3
予防	人	2	1	1	2	2	2	2	2

⑬特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設(有料老人ホーム、ケアハウス等)に入居している人に対して、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援、機能訓練、及び療養生活の支援を行うサービスです。

【実績と見込】 (人/月)

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	13	12	14	13	14	14	15	15
予防	人	0	0	0	0	0	0	0	0

⑭居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護者等に対して指定居宅サービス等が適切に利用できるような心身の状態や置かれている環境、本人や家族の希望等を勘案し、ケアマネジャーが居宅サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確実に行われるよう指定居宅サービス事業者等との連携調整等を行うサービスです。

【実績と見込】 (人/月)

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	268	276	286	287	291	295	303	389
予防	人	86	87	91	88	88	90	91	114

(2) 地域密着型サービス

要介護者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう身近な市町村で提供されるサービスです。サービスの基盤整備は市町村単位で行われ、基本的には当該市町村に居住する住民のみが利用可能となります。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

【実績と見込】 (人/月)

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	1	0	0	1	1	1	1	1

② 夜間対応型訪問介護

夜間の定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を訪問介護員等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護等の提供を行うサービスです。

【実績と見込】 (人/月)

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	0	0	0	0	0	0	0	0

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の利用者が、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を受けることのできる認知症に特化したデイサービスです。

【実績と見込】 (人/月)

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	0	0	0	0	0	0	0	0
予防	人	0	0	0	0	0	0	0	0

④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な施設で、通い、訪問、短期間の泊まりを組み合わせ、介護その他の日常生活に必要な世話や機能訓練を行うサービスです。

【実績と見込】（人/月）

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	17	17	17	20	20	20	21	28
予防	人	3	4	4	4	4	5	5	5

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の利用者が共同で生活し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練等のサービスを受けます。

【実績と見込】（人/月）

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	12	11	11	11	11	11	11	14
予防	人	0	0	0	0	0	0	0	0

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等で、入浴、排泄、食事の世話等の日常生活上の世話や、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。

【実績と見込】（人/月）

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	0	0	0	0	0	0	0	0

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模な介護老人福祉施設において、常に介護が必要な人が、食事・入浴等日常生活の介護や健康管理が受けられるサービスです。

【実績と見込】（人/月）

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	0	0	0	0	0	0	0	0

⑧看護小規模多機能型居宅介護・介護予防看護小規模多機能型居宅介護

小規模な介護老人福祉施設において、常に介護が必要な人が、食事・入浴等日常生活の介護や健康管理が受けられるサービスです。

【実績と見込】（人/月）

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	0	0	0	0	0	0	0	0

⑨地域密着型通所介護

利用者が住み慣れた環境で安心して入浴、食事、生活訓練、趣味等の支援を行う通所型サービスです。

【実績と見込】（人/月）

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	31	34	37	34	34	34	36	48

(3) 施設サービス

施設サービスには、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」、「介護医療院」の4種類があり、施設サービス計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を提供するサービスです。

① 介護老人福祉施設

在宅での生活が困難な人が入所し、入浴、排せつ、食事等の介護サービスを提供する施設です。

【実績と見込】（人/月）

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	62	61	67	67	68	68	70	88

② 介護老人保健施設

病気の状態が安定している人が、在宅復帰するためのリハビリテーション、看護を中心とした医療ケア、日常生活支援等を行う施設です。

【実績と見込】（人/月）

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	63	70	63	70	70	70	72	91

③ 介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期にわたって療養が必要な利用者が入所（入院）し、療養上の管理、看護、医学的管理下にて介護、リハビリ等を受けることができる施設です。介護療養型医療施設は、平成29年3月で介護療養病床が廃止され、令和6年3月末まで移行のための経過措置期間となっております。

【実績と見込】（人/月）

		第7期実績			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護	人	0	0	0	0	0	0

④ 介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

【実績と見込】（人/月）

		第7期実績			第8期計画値			第9期計画～	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人	1	1	1	1	2	3	5	5

2 介護サービス・予防サービスの利用実績と見込み及び推計一覧

前述している介護サービス・予防サービスの利用実績と見込及び推計を、一覧にまとめました。

■ 居宅・地域密着型・施設サービスの利用者数

(単位：人)

サービス	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス						
訪問介護	59	65	64	66	69	72
訪問入浴介護	7	7	6	8	8	9
訪問看護	34	42	48	46	47	48
訪問リハビリテーション	1	1	0	1	1	1
居宅療養管理指導	62	59	63	67	70	70
通所介護	145	140	135	147	148	151
通所リハビリテーション	56	56	57	54	57	58
短期入所生活介護	33	27	26	33	34	35
短期入所療養介護(老健)	4	5	4	6	6	6
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	166	174	177	177	181	187
特定福祉用具購入費	2	2	1	2	2	2
住宅改修	2	2	2	2	2	2
特定施設入居者生活介護	13	12	14	13	14	14
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0	1	1	1
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	17	17	17	20	20	20
認知症対応型共同生活介護	12	11	11	11	11	11
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	31	34	37	34	34	34
施設サービス						
介護老人福祉施設	62	61	67	67	68	68
介護老人保健施設	63	70	63	70	70	70
介護医療院	1	1	1	1	2	3
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
居宅介護支援	268	276	286	287	291	295

※令和2年度は見込み値

■介護予防・地域密着型介護予防サービスの利用者数

(単位：人)

サービス	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	7	7	5	6	6	7
介護予防訪問リハビリテーション	2	2	2	2	2	2
介護予防居宅療養管理指導	3	1	2	2	2	3
介護予防通所リハビリテーション	25	27	27	27	27	28
介護予防短期入所生活介護	1	1	0	1	1	1
介護予防短期入所療養介護 (老健)	1	1	0	1	1	1
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	69	69	72	68	68	69
特定介護予防福祉用具購入費	1	1	1	1	1	1
介護予防住宅改修	2	1	1	2	2	2
介護予防特定施設入居者 生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型 通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	3	4	4	4	4	5
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	0	0	0
介護予防支援	86	87	91	88	88	90

※令和2年度は見込み値

3 介護保険事業費の見込み

令和3年度から令和5年度までの介護保険事業の介護給付に関する給付費の見込額を算出しました。

(1) 給付費

① 介護サービス給付費

単位:千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス(a)	436,754	451,133	461,041
訪問介護	35,060	37,217	38,729
訪問入浴介護	5,486	5,489	6,120
訪問看護	30,538	31,550	32,047
訪問リハビリテーション	281	281	281
居宅療養管理指導	9,794	10,242	10,242
通所介護	194,167	198,037	201,652
通所リハビリテーション	51,779	54,325	55,774
短期入所生活介護	46,691	48,283	49,587
短期入所療養介護(老健)	7,869	7,873	7,873
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
福祉用具貸与	22,631	23,185	24,085
特定福祉用具購入費	548	548	548
住宅改修費	1,924	1,924	1,924
特定施設入居者生活介護	29,986	32,179	32,179
地域密着型サービス(b)	114,101	114,163	114,163
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	879	879	879
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	38,016	38,037	38,037
認知症対応型共同生活介護	34,461	34,480	34,480
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	40,745	40,767	40,767
施設サービス(c)	439,518	447,388	452,814
介護老人福祉施設	199,175	202,112	202,739
介護老人保健施設	235,860	235,991	235,991
介護医療院	4,483	9,285	14,084
介護療養型医療施設	0	0	0
居宅介護支援(d)	46,930	47,584	48,213
介護給付費 (a+b+c+d)	1,037,303	1,060,268	1,076,231

②介護予防サービス給付費

単位:千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防サービス(a)	22,225	22,232	23,185
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	1,820	1,821	2,100
介護予防訪問リハビリテーション	885	885	885
介護予防居宅療養管理指導	255	255	380
介護予防通所リハビリテーション	11,439	11,445	11,928
介護予防短期入所生活介護	437	437	437
介護予防短期入所療養介護(老健)	409	409	409
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	4,472	4,472	4,538
特定介護予防福祉用具購入費	324	324	324
介護予防住宅改修	2,184	2,184	2,184
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護予防サービス(b)	2,897	2,899	3,837
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,897	2,899	3,837
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防支援(c)	4,721	4,723	4,831
予防給付費 (a+b+c)	29,843	29,854	31,853

(2) 地域支援事業費

単位:千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業費(a)	35,880	37,480	40,630
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業(b)	25,100	25,400	26,000
包括的支援事業(社会保障充実分)(c)	6,695	6,850	7,065
地域支援事業費(a+b+c)	67,675	69,730	73,695

(3) 市町村特別給付

■市町村特別給付の見込額

単位:千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
市町村特別給付	0	0	0	0

(4) 標準給付費の見込額

本計画期間における各年度の総給付費等の見込額は次のとおりです。3年間の合計額では、およそ36億2千万円となることが見込まれます。

なお、見込額の算出にあたっては、現状のサービス利用の状況及びサービス基盤の状況、介護離職ゼロ及び在宅医療からの追加的需要への対応等を勘案しています。

■総給付費等の見込額

単位:千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
【A】標準給付費見込額	1,117,047	1,138,231	1,157,288	3,412,567
総給付費(a)	1,067,146	1,090,122	1,108,084	3,265,352
特定入所者介護サービス費等給付費(b)	28,254	26,209	26,816	81,278
高額介護サービス費等給付費(c)	18,912	19,116	19,554	57,582
高額医療合算介護サービス費等給付費(d)	1,872	1,906	1,939	5,717
算定対象審査支払手数料(e)	864	879	895	2,638
【B】地域支援事業費	67,675	69,730	73,695	211,100
給付額合計【A+B】	1,184,722	1,207,961	1,230,983	3,623,667

※端数処理のため、合計数値が合わない場合があります。

4 第1号被保険者（65歳以上）保険料の見込

(1) 介護保険料算定の流れ

標準保険料額の算定

- 推計した介護保険事業費に第1号被保険者の負担割合（23%）を乗じて、第1号被保険者負担分相当額を算出します。
- 算出した第1号被保険者負担分相当額に、調整交付金の見込額や介護給付費準備基金の取崩額等を勘案して算定します。

所得段階別介護保険料の決定

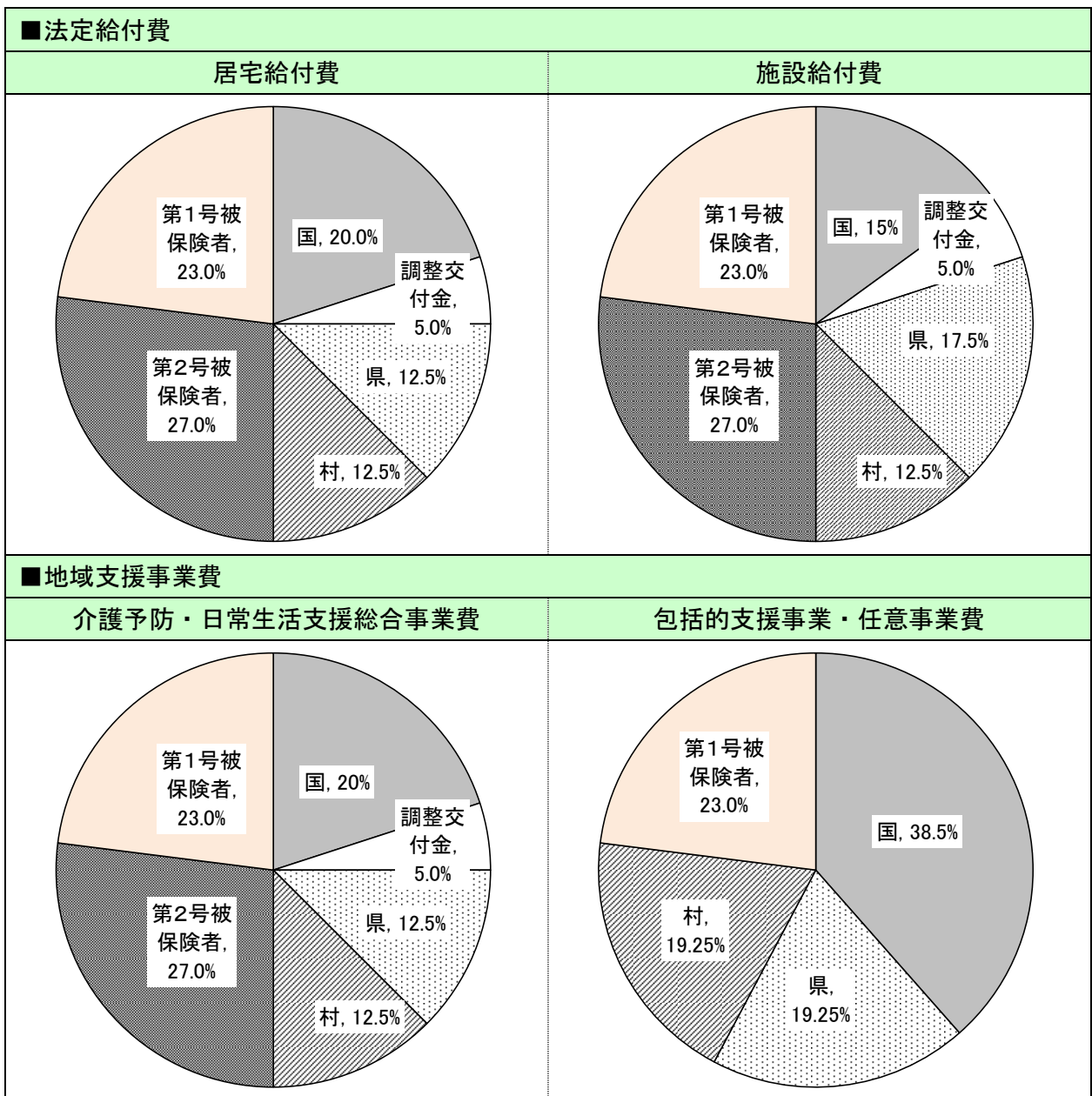
- 標準保険料額をもとに、第1号被保険者や世帯の所得状況を考慮した保険料率等を設定し、所得段階に応じた介護保険料を決定します。

(2) 介護保険財政の仕組み

介護保険の財源については、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用（給付費）の50%を国・県・村による公費、残り50%を保険料で賄うことが基本となっています。

第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により政令で定められます。

また、地域支援事業のうち包括的支援事業・任意事業の財源については、第1号被保険者の保険料と公費で構成されます。



(3) 介護給付費準備基金の取崩

第7期までに発生している保険料の剰余金については、国の方針として、各保険者において、最低限必要と認める額を除いて第7期の保険料上昇抑制のために活用することとされており、本村に設置している介護給付費準備基金を取り崩し保険料上昇抑制のために充当します。

(4) 第1号被保険者介護保険料

今後3年間の標準給付費、地域支援事業費見込額の合計(A)に第1号被保険者負担割合(23%)を乗じて第1号被保険者負担分相当額(B)を求めます。次に本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差(C-D)、財政安定化基金への償還金(E)を加算し、介護給付費準備基金取崩見込額(F)や保険者機能強化推進交付金等の見込額(G)を差し引きます。

この保険料収納必要額を予定保険料収納率と被保険者数、月数で割ったものが第1号被保険者の基準額6,100円(月額)となります。

項目	金額	備考
総計(3年間合計)(A)	3,623,666,737 円	
第1号被保険者負担相当分 (B) = (A) × 23. %	833,443,350 円	総計の 23%
調整交付金相当額(C)	176,327,837 円	
調整交付金見込額(D)	59,335,000 円	
財政安定化基金拠出見込額(E)※1	0 円	財政安定化基金拠出率 0%
介護給付費準備基金取崩見込額(F)	70,000,000 円	
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(G)	13,500,000 円	
保険料収納必要額 (H) = (B) + (C) - (D) + (E) - (F) - (G)	866,936,186 円	

計算の基礎	金額または係数	備考
保険料収納必要額(H)	866,936,186 円	
予定保険料収納率(I)	98.77%	
所得段階別加入割合補正後被保険者数(J)※2	11,991 人	
第8期計画期間中の第1号被保険者の介護保険料の基準額保険料(K)(月額) (K) = (H) ÷ (I) ÷ (J) ÷ 12 か月	6,100 円	

※端数処理のため、合計数値が合わない場合もあります。

- ※1 本村は財政安定化基金からの借り入れを行っていないため、償還金(基金への返済)はありません。
- ※2 第1号被保険者保険料に不足を生じないように、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計(=所得段階別加入割合補正後被保険者数)を被保険者数とみなして基準額を算定します。

(5) 所得段階別被保険者数の推計

第1号被保険者の介護保険料を算定するにあたっては、国の考え方を参考とし、低所得の人への配慮を行うとともに、介護保険事業の運営を維持できる保険料の設定について検討しました。

その結果、本計画では、国が示した保険料段階と同一の9段階を設定したうえで、費用負担割合を弾力化しました。

■所得段階別被保険者見込み数

(単位：人)

所得段階	令和3年度	令和4年度	令和5年度	割合(%)
第1段階被保険者数	437	443	446	11.4%
第2段階被保険者数	297	301	303	7.7%
第3段階被保険者数	262	266	268	6.8%
第4段階被保険者数	551	559	563	14.3%
第5段階被保険者数	755	766	771	19.6%
第6段階被保険者数	677	687	691	17.6%
第7段階被保険者数	459	466	469	11.9%
第8段階被保険者数	223	226	228	5.8%
第9段階被保険者数	187	189	191	4.9%
合計	3,848	3,903	3,930	100.0%
所得段階別加入割合補正後被保険者数	3,950	4,006	4,035	—

所得段階の区分及び乗率について算定した基準保険料は、下表のとおりです。

■ 第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	対象者	介護保険料 (年額)	基準月額に対する割合		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
第1段階	・ 生活保護受給者 ・ 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・ 世帯全員が住民税非課税で、「課税年金収入額 +前年合計所得金額(年金以外)※1」が80万 円以下の人	36,600円	0.50	0.50	0.50
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、「課税年金収入額 +前年合計所得金額(年金以外)※1」が120万円 以下で第1段階以外の人	54,900円	0.75	0.75	0.75
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の人	54,900円	0.75	0.75	0.75
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者有り)で 「課税年金収入額+前年合計所得金額(年金以外)※1」 が80万円以下の人	65,880円	0.90	0.90	0.90
第5段階 【基準額】	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者有 り)で第4段階以外の人	73,200円	1.00	1.00	1.00
第6段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額※2が 120万円未満の人	87,840円	1.20	1.20	1.20
第7段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額※2が 120万円以上210万円未満の人	95,160円	1.30	1.30	1.30
第8段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額※2が 210万円以上320万円未満の人	109,800円	1.50	1.50	1.50
第9段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額※2が 320万円以上の人	124,440円	1.70	1.70	1.70

※1 給与所得が含まれる場合は、当該給与所得の金額(所得金額調整控除が適用されている場合はその適用前の金額)から10万円を控除した金額

※2 給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれる場合は、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除した金額

(6) 低所得者の支援策

① 保険料率の段階区分

介護保険料は、被保険者及びその世帯の住民税課税状況に応じて、9段階に設定しています。

② 介護保険料の減免

災害等の特別な事情により、一時的に介護保険料の負担能力低下が認められるような場合は、介護保険料の減免あるいは徴収を一時猶予されます。

③ 介護保険負担限度額の認定

村民税非課税世帯等の低所得者（利用者負担が第1から第3段階）に該当する方は、介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設の利用における食費・居住費（滞在費）等の負担について限度額が設定され、限度額を超える分は特定入所者介護（予防）サービス費として補足給付されます。

④ 高額介護（予防）サービス費の支給

自己負担が、一定の上限額を超えたときは、超えた分を高額サービス費として支給されます。また、所得によってその上限が減額され、負担が重くなりすぎないように仕組みになっています（ただし、居住費・食費・日常生活費等は含まれません）。

⑤ 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の1年間の自己負担額の合計が、限度額を超えたときは、超えた分を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給されます。

⑥ 社会福祉法人等による利用者負担軽減

社会福祉法人等が運営している特別養護老人ホーム等のサービスについて、法人が特に生計維持することが困難な低所得者に対して利用者負担を軽減した場合に、村がその費用の一部を公費で補う制度です。

(7) 将来的な保険料水準等の見込み

令和7（2025）年度及び令和22（2040）年度のサービスの種類ごとの見込量及びそのために必要な保険料水準は、次のとおり推計されます。

■令和7（2025）年度の推計

単位：千円（保険料基準額のみ円）

	介護給付	予防給付
居宅サービス	473,941	22,620
訪問介護	39,949	
訪問入浴介護	6,120	0
訪問看護	32,047	1,821
訪問リハビリテーション	281	885
居宅療養管理指導	10,536	255
通所介護	209,059	
通所リハビリテーション	56,646	11,703
短期入所生活介護	49,587	437
短期入所療養介護（老健）	7,873	409
短期入所療養介護（病院等）	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0
福祉用具貸与	24,660	4,602
特定福祉用具購入費	548	324
住宅改修費	1,924	2,184
特定施設入居者生活介護	34,711	0
地域密着型サービス	118,204	3,837
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	879	
夜間対応型訪問介護	0	
認知症対応型通所介護	0	0
小規模多機能型居宅介護	40,079	3,837
認知症対応型共同生活介護	34,480	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	
看護小規模多機能型居宅介護	0	
地域密着型通所介護	42,766	
施設サービス	470,853	
介護老人福祉施設	208,469	
介護老人保健施設	240,568	
介護医療院	21,816	
居宅介護支援・介護予防支援	49,514	4,884
合計	1,112,512	31,341
総給付費		1,143,853
地域支援事業費		68,217
保険料基準額（月額）		7,085

■令和22(2040)年度の推計

単位：千円(保険料基準額のみ円)

	介護給付	予防給付
居宅サービス	586,422	28,114
訪問介護	50,357	
訪問入浴介護	7,598	0
訪問看護	39,744	2,379
訪問リハビリテーション	281	885
居宅療養管理指導	13,008	380
通所介護	263,879	
通所リハビリテーション	73,149	14,853
短期入所生活介護	60,550	437
短期入所療養介護(老健)	9,489	818
短期入所療養介護(病院等)	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0
福祉用具貸与	29,720	5,854
特定福祉用具購入費	791	324
住宅改修費	3,231	2,184
特定施設入居者生活介護	34,625	0
地域密着型サービス	154,692	3,837
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	879	
夜間対応型訪問介護	0	
認知症対応型通所介護	0	0
小規模多機能型居宅介護	53,160	3,837
認知症対応型共同生活介護	43,958	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	
看護小規模多機能型居宅介護	0	
地域密着型通所介護	56,695	
施設サービス	585,785	
介護老人福祉施設	261,943	
介護老人保健施設	301,250	
介護医療院	22,592	
居宅介護支援・介護予防支援	63,425	6,119
合計	1,390,324	38,070
総給付費		1,428,394
地域支援事業費		68,965
保険料基準額(月額)		8,815

※端数処理のため、合計数値が合わない場合もあります。

第7章

計画の推進体制

第7章 計画の推進体制

1 計画の進捗管理及び評価

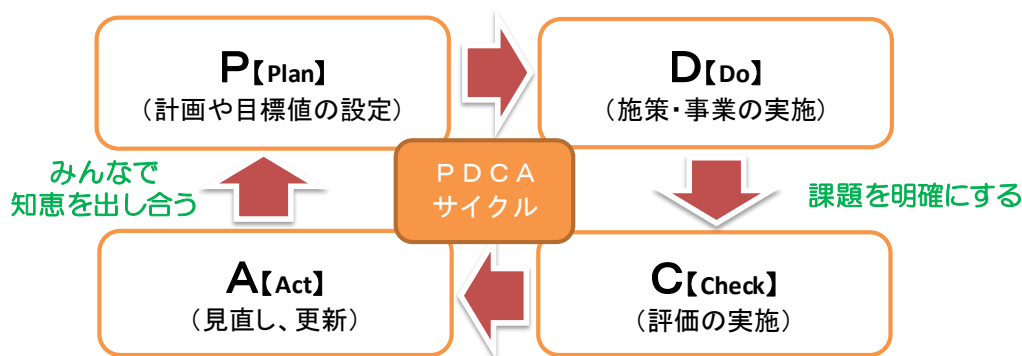
榛東村介護保険事業計画及び高齢者福祉計画は、その進捗状況を常に管理し、精査することが重要であり、その結果を3年後に予定される事業量見込、保険料の見直しに反映し、より質の高い健全な事業の実施を目指しています。特に高齢者の自立支援・重度化防止の取組を推進するため、PDCAサイクルを活用して計画の実践、分析、評価を行い必要に応じ計画を見直します。

このため、福祉関係者、保健医療関係者、被保険者代表等により構成される組織において、次の項目について協議・検討を行い、介護保険制度の円滑な運営を図ります。

- (1) 介護保険事業運営に関すること。
- (2) 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に関すること。
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)に定める地域密着型サービスに関すること。
- (4) その他、必要と認められる事項。

その他相談窓口の充実により、サービス利用者からの要望・新たな利用意向・改善点等についても村の施策に反映していくこととします。

●進行管理のPDCAサイクルのイメージ



2 他計画との連携

本計画の推進にあたっては、計画を主管する健康保険課だけでなく、庁内の関係課が連携し、施策・事業を展開していく必要があります。そのためにも、地域福祉をはじめ健康づくり、生涯学習・スポーツ、住宅政策、交通、都市計画、防災等の関係課間の連携強化を進め、情報共有や施策・事業の調整を行います。

3 地域ケア体制の整備

(1) 地域包括支援センターの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう地域ケアの拠点となる地域包括支援センターで、地域の関係機関やケアマネジャー等と連携を強化し、高齢者の生活を総合的に支援する体制づくりをします。

また、高齢者の増加に伴い、地域の現状及びニーズを把握し、地域にネットワークを構築・活用するため、地域包括支援センターの充実を図ります。

(2) 自立支援・重度化防止の取り組み

高齢化の進展により、入院が長期化する高齢者の増加、または高齢者のライフスタイルそのものの変化等により、高齢者のニーズも多様化しています。自立支援・重度化防止の観点からも、高齢者が最適なサービスを総合的に選択し利用できるよう連絡、調整機能の充実を図ります。事業の実施については、高齢者の生活習慣病の予防等の健康づくりと、仲間づくりや生きがいづくりなどの事業に関連性を持たせながら一体的に進めていきます。

(3) 関係機関との連携

介護保険事業者、保健・医療・福祉関係機関等は、サービスの提供主体であり、十分に連携して福祉のまちづくりを推進していく必要があります。高齢者の多様なニーズに対応し、施策の円滑な推進のため、関係機関等との密接な連携をします。

また、関係機関等との意見交換や協議の場の向上を図るとともに、地域ケア会議をさらに充実することで、地域活動を行う団体を含めた様々な関係団体が意見交換し、共同の事業等を検討できる場を設けるなど、きめ細かな連携強化のための取り組みを進めます。

(4) 地域住民等との連携

地域住民、ボランティア、福祉関係団体、サービス事業者、医療機関等と行政が、それぞれの役割を果たしながら協力し、高齢者が地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムを進めます。

また、地域の将来を担う子どもたちが福祉について正しく理解するための福祉教育や、地域の人々が福祉に対する意識を高め、福祉活動に積極的に参画するように、地域全体で福祉を支えていく仕組みの構築を進めます。

4 保険者機能強化推進交付金等の活用

平成30年度より、市町村や都道府県の様々な取り組みの達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを推進するための保険者機能強化推進交付金が創設されました。

また、令和2年度には、保険者による介護予防及び重度化防止に関する取り組みについてさらなる推進を図るため、新たな予防・健康づくりに資する取り組みに重点化した介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

本村では、これらの交付金を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取り組みを推進するとともに、新たな事業展開を含めて、各種取り組みの一層の強化を図ります。

また、県の支援や助言を踏まえながら、交付金の評価結果を活用して、本村の実情及び地域課題を分析するとともに、高齢者の自立支援及び重度化防止に向けた必要な取り組みを推進します。

資料編

1 榛東村介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画をいう。）（以下「計画」という。）を策定し、及び当該計画の進行管理を行うため、榛東村介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 懇談会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 榛東村における介護保険事業の制度に関する事項
- (2) 榛東村における計画の策定に関して、必要な技術的助言及び指導に関する事項
- (3) その他、村長が特に必要と認めた事項

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内とし、村長が委嘱する者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 懇談会の委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 懇談会は会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 懇談会は、必要に応じて随時開催する。

(審議結果の報告)

第7条 懇談会において審議された結果は、村長に報告する。

(審議結果の反映)

第8条 村長は、前条の規定により報告された結果を計画に反映する。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、健康保険課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、新たに計画を策定する場合において最初に招集される懇談会は、村長が招集する。

2 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定懇談会委員名簿

順不同

	職名・選出区分等	氏名	備考
1	榛東村民生児童委員協議会長	蜂巢 三代衛	会長
2	榛東村自治会連合会長	田嶋 久実	副会長
3	榛東村長寿会副会長	狩野 嘉治	
4	榛東村社会福祉協議会長	金井 佐則	
5	榛東さいとう医院	齋藤 明	
6	榛東わかばクリニック	中沢 克彦	
7	群馬県立県民健康科学大学 看護学部講師	坪井 りえ	
8	第2号被保険者(長岡地区)	萩原 明美	
9	第1号被保険者(山子田地区)	森田 絹代	
10	第1号被保険者(新井地区)	岩崎 美代子	
11	第1号被保険者(広馬場地区)	富澤 眞由美	
12	特別養護老人ホームしんとう苑施設長	福島 浩二	
13	リハビリホーム喜望峰施設長	井野 教子	
14	榛東村社会福祉協議会(指定居宅介護支援事業者)	串淵 順子	

榛東村 第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画

《令和3年度～令和5年度》

発行日 令和3年3月

発行 榛東村 健康保険課

〒370-3593

群馬県北群馬郡榛東村大字新井 790 番地 1

TEL 0279-54-2211

FAX 0279-54-8225
